

外務委員會議録 第十三号

昭和三十七年三月十六日(金曜日)

午前十四時四十五分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事北澤 直吉君 理事野田 武夫君

理事福田 篤泰君 理事古川 丈吉君

理事松本 俊一君 理事岡田 春夫君

理事戸叶 里子君 理事松本 七郎君

安藤 覺君 愛知 揆一君

井村 重雄君 池田 清志君

宇都宮徳馬君 齊藤 邦吉君

正示啓次郎君 竹山祐太郎君

床次 徳二君 黒田 壽男君

帆足 計君 穂積 七郎君

細迫 兼光君 森島 守人君

横路 節雄君 田中幾三郎君

川上 貫一君

出席國務大臣

内閣總理大臣 池田 勇人君

外務大臣 小坂 善太郎君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

外務政務次官 川村 善八郎君

外務事務官 湯川 盛夫君

(大臣官房長)

外務事務官 伊藤 佑二郎君

(アジア局長)

外務事務官 小田部 謙一君

(アジア局附置)

外務事務官 安藤 吉光君

(アメリカ局長)

外務事務官 中川 融君

(条約局長)

外務事務官 須之部 量三君

(条約局外務参事)

大蔵事務官 宮川 新一郎君

(理財局長)

委員外の出席者

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長)

通商産業事務官 池田 久直君

(企業局附置特需室長)

専門員 佐藤 敏人君

三月十五日

委員猪俣浩三君及び井堀繁男君辞任につき、その補欠として帆足計君及び西尾末廣君が議長の指名で委員に選任された。

三月十六日

委員野原覺君及び西尾末廣君辞任につき、その補欠として横路節雄君及び田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月十四日

航空業務に関する日本国とパキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第五号)(参議院送付)

航空業務に関する日本国とイタリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第六号)(参議院送付)

航空業務に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第七号)(参議院送付)

同日

ドミニカ国ハラバコア地区引揚者の援護に関する請願(片島港君紹介)(第二一九号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

日本国に対する戦後の経済援助の処

理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

国際民間航空条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第三号)

日本国とアルゼンチン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件(条約第四号)

海外技術協力事業団法案(内閣提出第九二号)

○森下委員長 これより會議を開きます。

日本国に対する戦後の経済援助の処

理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件、国際民間航空条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件、日本国とアルゼンチン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件及び海外技術協力事業団法案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを順次許します。横路節雄君。

○横路委員 外務大臣にお尋ねします

が、私はきょうは主としてタイ特別円

の協定についてお尋ねをしたいと思

いますが、去る三月二日の予算委員会

で概略述べたのでありますが、タイ

は、終戦後の昭和二十年九月十一日、

日本政府に対して、「タイは同盟条約

及びそれに連なる一切の条約及び協定

は、特別円決済に関する両国大蔵省間

協定、覚書を含め、終止したものと

みなす」、こういう通告がございました

ので、外務省としては、タイ国側の

廃棄通告により特別円に関する一切の

諸取りきめは効力を失ったものであ

る、こういう考え方に立っておること

はこの前御答弁をいただいたところで

ですが、そこで、ちょっと念をおしてお

きたいのです。これは私のところにも

出していただきましたから外務大臣の

お手元にもあると思うのですが、ま

ず第一番目には、日本国タイ国同盟

条約、昭和十六年十二月二十一日、こ

の第二条に、「日本国又ハ「タイ」国ト

一又ハ二以上ノ第三国トノ間ニ武力紛

争發生スルトキハ「タイ」国又ハ日本

ハ直ニ其ノ同盟國トシテ他方ノ國ニ加

担シ有ラユル政治的、経済的及軍事的

方法ニ依リ之ヲ支援スヘシ」、そして、

第三条には、「第二ノ条ノ實施細目ハ日

本國及「タイ」國ノ権限アル官憲間ニ協

議決定セラルヘシ」、こうなつて、第

五条までありますが、これは廃棄通告

によつて廃棄されておる。その次は、

どういふことかという、日本国外務

省、タイ国大蔵省間の了解事項、こ

で初めて特別円の問題が出てきてお

わけです。第三番目に、特別円決済に

関する日本大蔵省、タイ国大蔵省間の

協定覚書、昭和十七年五月二日。さら

に、第四番目には、特別円金の振

替等に関する日本大蔵省、タイ国大蔵

省間の了解事項、昭和十七年五月二

日。この条約並びにその他協定覚書等

につきましては、先般の外務大臣の答

弁で、これはタイ国側から廃棄通告が

行なわれておる、従つて、これは効力

を失つておる。この解釈はいいです

ね。この点をまず最初に確認をしてお

きたいと思ひます。

○小坂國務大臣 今お述べになりました

第一項から第三項まではこれは廃棄

せられたものでございますが、第四項

に関しては、予算委員会でも申し

上げたように、一種の商業協定という

ようなことで日銀の残高になつてお

るわけでありまして、従つて、これをい

かに見るかということが特別円の解決の

問題となつて残つたわけでありまして。

○横路委員 今あなたは第四項と言つ

ておるが、第四項は効力を失つてい

るのですよ。今私が読んで昭和十七年五

月二日の特別円金の金の振替に関する

日本大蔵省、タイ国大蔵省間の了解事項

というものは効力を失つておるのだ。こ

れは効力なんではないです、両国政府間

の了解事項だから。間違ひでしょ。

○小坂國務大臣 失礼しました。間

違つておりました。

○横路委員 そこで、これはあとで総

理大臣にもたくさんお尋ねしますから

お聞きいただきたいのですが、今申し

上げましたように、日タイの軍事同盟

は破棄された。効力を失っている。特別円決済に関して両国大蔵省間その他覚書了解事項は全部効力を失っている。こういふふうには効力を失っているのに、特別円決済に関する日本銀行及びタイ国大蔵省間協定、これが生きていっているのはどういふ理由なんですか。これが生きていっているんだということ、あなたの方から出していただいたのに、「特別円決済に関する日本国大蔵省及タイ国大蔵省間昭和十七年五月二日付協定覚書実施のため日本銀行は日本国政府の権限ある官憲の承認を経て泰王大蔵省と左の諸条を協定する」と、こうなっている。だから、この特別円決済に関する日本国大蔵省及びタイ国大蔵省間協定というものは、すでに効力を失ったと今外務大臣が答弁している。

効力を失った協定は、特別円決済に関する日本国大蔵省及びタイ国大蔵省間昭和十七年五月二日付協定覚書はすでに効力を失っている。効力を失っているのに、その協定覚書を実施するためにやった細目協定といいますが、そういうものだけが効力があるんだということとは、それは法律的には全然成り立たないではないですか。これは全く成り立たない。特別円決済に関する日本銀行及びタイ国大蔵省間協定が全然違った協定であるならば別です。しかし、効力を失った特別円決済に関する日本国大蔵省及びタイ国大蔵省間の昭和十七年五月二日付協定覚書、これはすでに効力を失ったことを両国間で確認している。その実施のための細目協定が何で生きるのでしょいか。外務大臣、どうですか。これは生きるわけはないじゃないですか。親が死んでしまった

のですから、それを実施するための細目協定が何で生きていっているのですか。

○小坂国務大臣 特別円の問題は、御承知のように、日本銀行の帳簿じりにございまして十五億円強のもの、これが商業勘定として残っているものでございまして、特別円協定というものは通告があった日以後は失効しておるわけですが、その関連でできた商業勘定、このしりといふものは失効していない、こういふふうに考えるべきものだと思っております。

○横路委員 その一番大きな問題点だと思ふのです。なぜ問題点であるかという、この特別円決済に関する日本銀行及びタイ国大蔵省間協定が全然今あなたの言うように商業勘定に基づいていられる日銀の残高であるといふこととあれば別でしょうが、この問題は、あけて、タイの軍事同盟の第二、第三並びにそれに基づく特別円決済に関する両国政府間の協定覚書了解事項、その昭和十七年五月二日付協定覚書を実施するための細目協定である。その特別円決済に関する政府間協定がすでに効力を失っているというようにあなたの方では認めている。その協定の覚書の実施のための細目だけが生きるわけはないのです。もともと死んでいるではありませんか。特別円決済に関する日本銀行及びタイ国大蔵省間協定、これが一体何で商業勘定のものなんですか。前のは日・タイ軍事同盟の第二、第三に基づいて経済的な協力のための協定覚書了解事項、それがあけて全部効力を失ったのに、なぜ特別円決済に関する日本銀行及びタイの大蔵省間協定だけが生きるのである。これは外務大臣がどんなに強弁されて

も生きるわけがないじゃないですか。どうですか。

○小坂国務大臣 御承知のように、特別円という問題は、日・タイの同盟関係に基づきまして、日本軍がタイに二万人から行った、そういう膨大な日本軍が在留したままするために調達すべき軍費を、バーツで調達されるものを日銀につけておいておく、つけ勘定でその軍費を調達したというところでございします。特別円協定に基づきますいろいろな、たとえば金約款であるとか、あるいは金を必ずしも現送する必要があるという了解事項というふうな了解事項とか、そういうものがございまして、その関係のものは通告の日以後は消滅したわけではございしますが、すでに諸種の関係から生じた、日本が直接支払うべきものを立てかえておいたと認められる銀行の残高については、それを何らかの形において清算する必要があるわけではございします。そこで、もし特別円協定が生きてもおりましたならば、その協定中にございしますこの金約款の問題あるいはその付属の了解事項ということが問題になつて参ります。つまり、この帳簿残高をいかに決済するかという場合には、これを解決すべき取りきめの上の法的な基準がない。これが日・タイ特別円協定の解決の場合一番困難な問題を提起した原因であると思ひます。そういうことでございまして、すでに生じた商業勘定を決済するということは、これはもう当然であるべきものと考へておるのであります。

○森下委員 閣下質問の通告がありまして、これを許します。岡田春夫君。

○岡田(春)委員 これは小坂外務大臣はあるいはごらんになっておられないかもしれないけれども、これは条約問題ですから、私は中川条約局長でもけっこうだと思ひます。条約局長は、この交渉に昭和三十年のときも直接当事者として折衝された中心人物の一人であるわけなんです。そうなるに参りますと、当然、この当時の条約条文は、すなわちその当時の特別円決済に関する日本国大蔵省及びタイ国大蔵省間協定覚書並びに了解事項、これはお読みになっておられるのだからと思ひますが、まずこの点をちよつと伺つておきたいと思ひます。

○中川政府委員 戦争中の日・タイ間のこの問題に関する文書、これはいづれもよく読んで交渉に当たつたわけではございします。

○岡田(春)委員 それでは、もう一つ伺つておきますが、先ほど小坂外務大臣は、日銀勘定のその点は商業勘定並びに商業決済上の勘定である、こういふように御答弁になつたように記憶しておりますが、それは間違ひございませんか。

○小坂国務大臣 必ずしもそうおとりにならないでいただきたいと思ひます。私が申しましたのは、日銀の帳簿じりにある残高の性質を見れば、残高そのものは商業的な性格を持つておるものだ、こういふふうに申し上げたわけではございします。銀行の残高というものは、これは一般の経済的な、商業的なベースで判断すべきものである、こういうことです。その原因が何であるかということではございしません。

○岡田(春)委員 原因とか結果とかの問題を伺つておるのじゃなく、その勘

定それ自体は商業勘定でございしますか、商業勘定でないのですか、政府勘定であるのか、この点を私は伺つておる。残高の数字それ自体の問題じゃない、その勘定は商業勘定ですか、協定に基づく勘定ですか、こういうことを伺つておる。

○中川政府委員 これは、日・タイ間の大蔵省間覚書、またその覚書に基づきます日本銀行と向うの大蔵省、あるいはあとになりましては大蔵省の仕事がタイ銀行に移りましたが、タイ銀行との間の協定がございまして、その協定に基づきまして特別円勘定というものが日銀に設定されたのでございします。しかし、この内容といつたしましては、貿易勘定も含めまして、軍費の調達をも、要するに日・タイ間のあらゆる決済をこの勘定でやるんだ、こういふことでございします。従つて、勘定の性格といつたしましては政府間協定をもとにしてきておられますが、日本銀行に置かれます勘定としては、これはやはり一般銀行における債権債務の関係の勘定である、その性格には変わりないと思ひます。しかし、ほかの一般商業上の銀行勘定と違ひます。点は、要するに、これが円ではありますけれども、これを国際決済に使ひ得る、アジア共栄圏、その当時大東亜共栄圏と申しましたが、この共栄圏内の国際決済に使ひ得る、そういう特殊の性格を持つた円である。そこが違ひるのでございまして、その違ひ性格は、やはり政府間の取りきめであるといふことから出てきておると思ひますのでございします。

○岡田(春)委員 大へん長々と御説明になりますが、要するに、私の質問に

答えていた方がいいので、勘定それ自体は、中川さんお話しのように、これは商業勘定ではなくて政府間協定に基づく勘定である、そこへ出てくる金額というのは貿易決済その他もあるが、これは商業上の貸借関係である、こういう意味のことをお答えになったのでございますか。

○中川政府委員 大体要約すればそういうことになります。

○岡田(春)委員 それでは、この点を伺いますが、商業勘定としての貸借関係ができたけれども、その口座それ自体は政府間協定に基づくものですから、特別円勘定という勘定は消滅するわけですね。そうでしょう。

○中川政府委員 終戦後タイ側がこの協定の元になる協定を廃棄して参りまして、従って、その日をもちてこの協定は終止するということも言ってきたわけでありました。従って、その日以後はこの勘定は要するになくなつた。従つて、今のようない金でこれを決済するとか、あるいは国際的な決済に使用得るとか、そういう特殊の性格というものはその日以後はなくなつた、こういうことになると思ひます。

○岡田(春)委員 閣下ですから、私これで終わります。

○横路委員 今の中川条約局長の岡田君に対する答弁は當を得てないと思ひます。あなたは、今のお話で、二十年の九月十一日に日・タイ軍事同盟並びに一切の条約協定、特別円決済に関する両国大蔵省間協定、覚書、実施を含めて効力を失つたのだと言われる。だから、その日までにあつたものは効力があるのだ、そんなことはないですよ。それはこの閣下算委員会であつた

は議論したじやありませんか。敗戦国相互間の請求権は消滅するのだと言つておる。もう一つ議論しておかなければならぬことは、敗戦国相互間の請求権は消滅をしてゐる、だから、そういう意味で、二十年の九月十一日に全部御破算ですよと言つてきたが、それから、その前にあつたものは有効なんというにはならないですよ。御破算ですよと言ふから、金約款の分は全部御破算にしたじやありませんか。

それならば、金約款の分は有効だと言わなければならぬはずだ。二十年九月十一日までのものは有効で、それ以後のものは無効なんだ、だから二十年九月十一日までにあつた日銀の残高の十五億は有効だといふようなことをあなたが言ふならば、金約款の分についても有効だといふことになる。外務省は金約款の分については無効だと言つておる。この間も、私はここに会議録を持つてゐるが、あなたは答弁してゐるのだ。だから、今の岡田君に対するあなたの答弁は、それは間違ひです。二十年九月十一日に廃棄通告をしてきたから、それからとは無効だけれども、その前は有効だ、そんなことはないですよ。中川さんともあろう人がそんな筋道の通らない答弁をしてはだめですね。あなたはここで言つてゐるでしょう。ここにございすが、あなたは、「いわゆる戦争中の協定にありましたような金一グラム四円八十銭の割で金で返すことができる」といふ金の約款は、なるほど消滅してあります。」と言つてゐる。九月十一日前に有効ならこれも有効なんだ。中川さん、筋が通らないでしよう。だから、あなたはここであんまりごまかしてという

か、この場だけのがればいいというのでなくて、条約のことなんですから、もつときちつとして答弁をされなければいかぬですよ。金約款の分は無効でしょう。

○中川政府委員 二つの点について御質問があつたわけでありましたが、第二点のあたりからまずお答えいたしたいと思ひますが、金約款が要するに何の廃棄通告があつて以後消滅した、援用できないといふことを前回予算委員会でも申しましたが、これは決して間違ひを申し上げたのではないのであります。要するに、もとになる協定をよく読んでみますと、金約款がそのまま使われる、そのまま生きておるのではないのであります。要するに、合理的な要求があつた場合には金で払ふことができるということになつてゐるわけでありました。従つて、協定がまるまる生きておりました、それはタイ側の合理的な要求があつて初めて日本側が払ふということになるわけでありまして、タイ側がそういう合理的な要求をしないうちにタイ側がそのもとになる協定を廃棄して参りました。従つて、九月十一日以後はそういう金約款に基づく要求はなし得ない。これは當然であります。なし得ない。従つて、金約款はどうしても生きてこないといふことになるわけでございます。しかしながら、廃棄通告がございました際に残つておりました日本銀行にある十五億圓という帳簿じりの残高、これは協定が有効な間に有効にできた債務であります。これはもとの協定が廃棄されました、有効の間にできた債務はそれに伴つてなくなつてしまふということにはならないので

ありまして、これは、一般の条約の廃棄されました場合にも、その条約によつてすでに実施した事項、これは元に戻ることができないのであります。従つて、条約によつて発生いたしました債権債務というものは、これは残ること、當然の国際上の原則でございます。九月十一日以後は使えない、従つて、これを元にさかのぼりまして有効な十五億圓の債務について金約款をさらにタイ側が援用するといふことは、これはできないわけでございます。従つて、そういう趣旨の議論をあの当時の三十年の交渉のときにやつたわけでありました。

○横路委員 今の金約款の分については無効だといふ外務省の見解、私たちが無効だと思ふですよ。このことはあつて總体の金額を聞くときに相当大きな問題になりますから……。

そこで、私どもの考え方は、今申し上げましたように、二十年の九月一日には、「タイは同盟条約及びそれに連なる一切の条約及び協定は」として、その次に、特に断り書きをつけて、「特別円決済に関する両国大蔵省間協定、覚書を含め、終止したものとみなす」、わざわざこう言つてきてゐるわけですから、終止といふのは、全部効力を失つたといふことです。

そこで、その問題につきましては、今あなたの方で特別円決済に関する日本銀行及びタイ国大蔵省間協定はこれ効力を失つた、昭和十七年五月二日付の大蔵省間協定の覚書実施、その協定の覚書は効力を失つたわけですから、失つたのだから、それから出てくることの特別円決済に関する日本銀行及

びタイ大蔵省間協定というものは、これは当然効力を失つてゐるわけですから、これはもとになる法律ですね。母法が効力を失つたわけであつて、それから出てくることの細目協定だけ生きるというのではないのです。この点は、あとで私の方で三十年協定に関する政府折衝の問題点を申し上げますが、あなたの方でも、実際には一切の効力を失つてゐるのだけれども、まあこの分だけはタイの顔を立てて認めてやううじやないかという立場なんです。

そこで、次に私がお尋ねしたいと思ふのは、この「同盟条約及びそれに連なる一切の条約及び協定は、終止したものとみなす」といふ「一切の条約及び協定」の中には、軍費の調達に關して、たとへば昭和十七年十一月二十四日に調印されたのは、軍費の決済に關するタイ国外務大臣と駐タイ日本大使館との決済協定というものもある。こういうのはどうなるのですか。私は、こういうものは一切あげて効力を失つたもの、これは両国間、片一方は外務大臣、片一方は日本大使、こういうものをあげて効力を失つたのだといふことを相手方が通告してきたものとみなすことが正當だと思ひますが、この点はどうですか。

○中川政府委員 軍費の調達といふことは、もちろんこれは日・タイ同盟条約に基づく行為でございます。従つて、これに基づく軍費の調達を命じたといふんです。この両国間の合意といふものは、やはり失効したと見るべきであるのでございします。しかし、御承知のように、十七年当時の軍費の調達といふことは、すでに実行してしまつたわけでありまして、終戦後に九月十一日

だから、中川条約局長のお話のように、この特別円決済に關して日銀の残高の十五億だけは認める。しかし、金約款についてはこれは無効だ、先ほどそう言ったんです。それであるならば、当然、この三十七億について、これを十五億の中から四千四百万をはずして、これを一グラム四円八十銭で重さを換算して、一オンス三十五ドルという計算で三十七億を出すことは、これは一切のこの協定が無効になつて、金約款が無効になつてゐるのに、おかしいじゃないですか。軍費調達のために金約款をつけてゐるじゃないですか。

○中川政府委員 今の御質問で、金約款が失効してゐるのにどういふわけで三十七億を払ふかというお尋ねでございますが、これは、三十年協定第三條に書いてあります三つの金売却契約といふものは、実は金約款に基づく契約ではないのでございまして、全然これは離れてゐる、要するに、そのときの金の価格によつて商業的にこれを計算いたしまして売却する契約でございます。いわゆる兩大蔵省の覚書とは全然離れた契約でございます。従つて、その契約といふものは有効にできておるのでございまして、しかもこれはいわゆる廃棄通告のカテゴリーに入らないといふことでありますから、当然、戦後におきましてはやはりこれは日本として義務として支払ふなければならぬ、こういうことでございまして、決してこの金約款が死んでゐることと矛盾しないわけでございます。

○横路委員 今あなたはそういう答弁をなさいます、先ほど私は、二十年九月十一日に日本政府に対して同盟条

約及びそれに連なる一切の条約及び協定は終止したものとみなすと通告してきたこの一切の条約及び協定の中には軍費に關する決済協定も入つてゐるのではありませんか、あなたはその中に、すなわち、入つてゐますと、その言つたじゃないですか。だから、この特別円決済協定と離れても、軍費調達に關する決済協定は、これは全部この二十年九月十一日の通告によつて終止したものとみなす、こうなつてゐるじゃないですか。だから、私は、先ほどあなたの方からいたした資料に基づいて、一つ一つ、これは上半期の軍費調達の幾らである、七億のうち三億一千四百五十万バツツであつたからそれはどうなんだ、その次に、下半期の軍費調達であるといふことでお尋ねしてゐる。先ほどあなたが軍費調達に關しては入らないのだといふことを言つておられる、あなたは、同盟条約及びそれに連なる一切の条約及び協定は終止したものとみなすといふ中に、軍費に關する決済協定も入つてゐると先ほど御答弁なすつたから、私は聞いてゐるわけですか。そうじゃありませんか。これが特別円協定に關するものでないと言われるが、しかし、これは軍事同盟その他一切廃止されたものである。従つて、軍費調達に關する決済協定から言つて、これは当然——大体この十五億の中からはじくことすらおかしいんだ。中川さん、どうですか。あなたは今軍費に關する決済協定はこれは無効だと言つたんです。

○中川政府委員 私が無効だと申しましたのは、軍費調達に關する兩國間の協定合意でございます。これは、軍費調達といふものは、日本軍からたと

えば毎半年ごとに幾らぐらい要するといふことを先方に通告いたしまして、先方がその軍費をバツツで供給するわけでございます。そのことをそのつど合意するわけでございます。この合意は失効してゐる。それで、どういふことになるかといふと、このバツツに見合ふ円を日本銀行の特別円勘定に計上するわけでございます。それで要するに軍費調達のあれは済んでしまふわけでございます。一方、金の売却は、それは実質的には關係がないとは申しませんが、形から言いますと、それは切り離しまして、商業ベースで金を売るといふことになつて金売却契約ができておられて、これはやはりもとの兩大蔵省覚書からは離れてゐる、三つの契約とは離れてゐるものであります、この解釈を得ないといふこととて、この三十年協定ができてゐるわけでございます。

○横路委員 外務大臣、私が先ほど指摘をしましたように、日本国とタイ國間の同盟条約の第二條には、政治的、経済的及軍事的的方法ニ依り之ヲ支援スヘシ、これが軍費調達に關するいろいろな協定になつてゐる。あるいは軍費決済に關する協定になつてゐる。そこで、第三條で、「第二條ノ実施細目ハ日本國及タイ國ノ権限アル官憲間ニ協議決定セラルヘシ」ところなつて、それから出てきたのだ。だから、先ほど私が言ひました昭和十七年の十一月二十四日ですかの協定については、中川条約局長が、軍費決済に關する協定は、あれはなるほど無効です、こう言つてゐる。だから、そういう意味からいけば軍費決済に關するこの協定と

いふものはあけて無効なんです。同盟条約、廢棄通告、それに連なる一切の条約協定の廢棄通告、しかも、この間こども議論したように、敗戦國相互間の請求権は消滅してゐる、だから、日銀残高の十五億についてはまあ折衝の過程で認めてやらなければならぬかなといふことがあなたの方では生まれてきたかもしれないが、しかし、この金売却については、これは明らかに軍費調達に關する決済協定から生まれてきてゐる。これがただ単に商業ベースに基づいてこれこれのうちに何千万が金で売却しますよと云ふたから、それは商業ベースなんだ、それは軍費の決済協定とは關係ないのだといふことにはならないのです。ならないです、外務大臣。どうしてこれが軍費の決済協定と離れたものでございましょうか。これは、軍費の決済協定の中で、たとえば一番はつきりしてゐるのは、七億のバツツを受けることにした昭和二十年の上半期、それが三億一千四百五十万バツツしか受けないから、受けないなら二千万円の金を払おうとして、あなたの方では四五％の九百万に済ますのだ、こういうことで、何が商業ベースなんでしょう。軍費の決済協定から生まれてきたいわゆる書簡の交換ではありませんか。だから、先ほど条約局長が、軍費の決済協定について二十年九月十一日のいわゆる終止通告で無効なんだとあなたは答弁したのだから、そのことは同時に金約款の特別円決済についても無効なんだと言つてゐるなら、当然このことはそういう意味では効力を現わしてはいないのです。外務大臣、どうですか。

○小坂國務大臣 特別円協定は廢棄通告があつた日から無効になつたわけでございます。そこで、それ以前の日銀の帳簿じりをいかに計算するかといふことになりまして、これは非常に議論の分かれるところであるのであります、タイ側の希望としましては、當時の一ポンドが十一バツツといふことで計算いたしまして、千三百五十億円をほしい、こう言つて参りました。もちろんこれは受け入れないわけでありまして、ところが、今、金約款のそのものについて、これが特別円協定は無効になつたんだが、それ以前のものについては全部適用されるという考へ方に立ちますれば、千二百六十七億円といふことになるわけでございます。しかし、累次にわたつて申し上げておきますように、この第三條の二項の(a)、(b)、(c)のもののつぎましては、われわれは金を売却するといふ約束をしておつてそして実行されてゐないものがある、これは單純に商業協定として決済すべきものである、こういうことにいたしました、それをばいて三十七億ドル何がしといふことにいたしましたわけでございます。

○横路委員 外務大臣、あなたの答弁のうちの筋道の通らないのは、二十年九月十一日に廢棄通告があつた、それ以降のものは無効だが、それ以前のものは有効だなんという議論はないのです。九月十一日に一切の条約、それに連なる協定、覺書、特別円決済も含んで一切終止、——終止と言つてゐるのは、字を見ましたが、終止といふのは、終つてゐるでしよう。終つてゐると書いてあるでしよう。終つてゐると書いてあるじゃないですか。そ

れを、それまでのものは有効で、それからあとのものが無効だ、そういうことではないですよ。終止したのです。全部それで廃棄する通告だ。そうになっている。外務大臣はそこはどう思う。

○小坂國務大臣 廃棄されたものがいつまでも生きているんだ、これはそういうことではないと申し上げるのが正しいと思いますね。ですが、十五億円の残高というものは全部煙のように何もなくなってしまうのだ、こうお考えになることも、これもいかかと思ひわけです。そこで、また御質問に対するお答えを繰り返すようになるわけでございますけれども、事後決定で残高は何かしらの形で決済せねばならぬ。そこでいろいろ相談があるわけですから。ここに明確な法理的基準があつて、そして十五億円はずばりと幾らになる、こういう勘定が出るなら、これはもう議論が全然ないのであります。しかし、その間の事情をいろいろ精細に検討いたしまして、金を充てるという約束をしておつて、そしてまだそれを実行していないというよりなものは、当時の状況に照らしまして計算もしてこれを払うということ、これはもう一般的に正しいことだと思います。

○横路委員 これはあとでまたお尋ねをしますが、それはどういう意味かと、いうと、あなたの方では、日銀の残高の十五億についても払ふ必要はない、敗戦国相互間の請求権は消滅しているから払ふ必要はないが、しかし、将来のタイ国との友好関係を考えた場合に、日銀残高の十五億は考へてもいいじゃないかというのが外務省の考へ方なんです。あなたの方の考へ方だった。だから、そういう意味で、この終

止したものとみなすは、ここで一切の効力は失っているのです。これからあとのものだけが失ったので、それから先のものは残っているなんという事にはならないのです。もしあなたたちがそういう理屈を言うならば、タイの側で言う、この特別円決済協定に関するこの中にあるいわゆる金約款については払いなさいという相手側の主張が生きてくるではありませんか。あなたたちががんとして相手側に対して、金約款については受け付けないんだ、こういふ主張を最後まで押し通したのうは、やはり二十年九月十一日前の特別円協定の中で、一グラム四円八十銭の換算で金をやるのだということをここに書いてある、しかし、それは無効なんだ、こういふことでしょう。そう言うてきている。あなたたちの外務省が今までとってきた態度からすれば、こっちの方は無効だけれども、あつちの方だけは認めてやるということは成り立たないのです。成り立たないじゃありませんか。それは、外務大臣、どうして成り立ちますか。それが千三百五十億なんぼになったり千二百六十億になってきたりしたのですよ。だから、金約款については認めないのだ、こういふように、あなたの方は、特別円協定は廃止通告によつて全部破棄されたんだという態度をおとりになつてゐる。昭和十七年五月二日といへば、二十年九月十一日前じゃありませんか。こっちの方が全部無効だ、そつちの方だけは残してやる、——これは、かわいそうだから残してやるということであればまた別ですよ。しかし、あなたの方では、当然のものととしてやるんだ、こういふことを言えば、タイの国

で主張した、金約款について千三百五十億ですか、そういう数字が出てくるじゃありませんか。それを、あなたの方は、それは違う、それは無効なんだ、こう言ってきた以上は、この軍費調達に関する三十七億というのは不当ではないか。どうでしょう。これは外務大臣から伺います。

○池田國務大臣 事を分けて考えましょう。第一、原則といたしまして、特別引勘定を設けて軍費を調達しました。そして、その勘定が日本銀行に残っております。そして、その十五億円のうちには、もともととは必要あれば金で払うということになっております。そして、その間におきまして七回やりまして、三回半と申しますか、四回半と申しますか、ある程度は金で売っております。その間にまだ売っていない約束の分があるわけです。こののち売ってない約束が有効か無効かという問題です。われわれは、昭和二十年九月十一日以後におきましては無効でございますが、有効であったときの約束は守らなければならぬ。おわかりでございませうか。だから、九月十一日以後の向こうの発言に対しましては、われわれはなくなっていると言つてこれを拒否いたしました。しかし、その前に約束しておつたのは守らなければならぬ。大体、債権債務が発生する場合に、契約をいたしまして、そして、その契約によつて起こつた事實は、契約破棄後におきましても当然残るのが普通の觀念ではございせんか。それで、二十年九月十一日から破棄したかから、それまでの債権債務で厳然として残る事實もなくしたのでということでは、常識に合いません。國際慣行にも

合いません。よろしゅうございますか。もしタイが二十年九月十一日まで金約款を全部主張して、われわれがそれが必要であると認めた場合におきましては、全部払わなければならなかったかも知れない。しかし、幸いに、私は参議院の予算委員会ですら不幸かと申しましたが、幸か不幸か、二十年九月十一日にあの契約を破棄したから、破棄後における彼らの主張は認めるわけにはいかぬ。しかし、破棄前に主張してわれわれが認めた分は認めなければならぬ、こう私ははっきりしておると思う。

○岡田(春)委員　ちよつと関連して……。

○森下委員長 関連質問を許します。
○岡田(春)委員 池田総理に関連して伺います。総理の今のお話は筋は通っている。ただ、そこで問題になるのは、あなたのおっしゃる通り、昭和二十年九月十一日までは動いている。動いているから勘定に操作があったわけです。これはあなたのおっしゃる通りなんです。今横路君の質問しているのは、動いている問題を言っているのじゃなくて、破棄通告があったから勘定は停止しただらう、停止したから、先ほど言ったように、金約款その他の協定も破棄の通告をしたのだからそれによつてなくなつたではないかということを書いてある。それ以前の問題が動いているのはあなたのおっしゃる通りですよ。そこに横路君の質問に何も点がないわけです。むしろ、あとの点がないかということが問題なのである。それが一つ。

○池田國務大臣　一つずつやりました。

○岡田(春)委員 いや、関連質問だから。委員長、そんなにたくさん時間をとっていいですか。

○森下委員長 関連質問でも一つずつこれを許します。

○池田田務大臣　二十年九月十一日までの分は厳然たる事実であるのでございますから、今でも生きておるわけでございます。廃棄してから後の向こうの主張は根拠がない。廃棄する前に両方で合意せられたことは生きてゐるわけです。その生きてゐることを私はほ言つておるわけでございます。

○岡田(春)委員　そうすると、これは

かの大任、局長の言っていることは全部違ふことを言っておつても、総理の方が正しいので、局長その他の言つたのは間違ひだ、こういうことになるものだろうと思ふのですが、先ほど、池田総理はお聞きになつたでしょう。中川条約局長は、日銀にある特別田勘定といふものは条約破棄によつてなくなつたのだ、こう言つております。勘定はなくなつたのです。速記録で見ればはつきり言つていますよ。勘定はなくなつたてゝあなたは言わない。それでは、勘定は生きてゐる。勘定が生きてゐるのならおかしいじゃないですか。政府側は破棄になつていないじゃないですか。勘定はなくなつたと局長は言つたじゃないか。その点が第一違ひじゃないか。これは総理に聞いてみるのです。

○池田國務大臣　私はその条約局長の言つたことを直接聞いておりません。が、間違ひではございません。この勘

いうことをこちらから言ったのであります。そうして、タイ側においては九月十一日に廃棄の通告をしてきた、こういうことでありまして、タイ側の方から、何でもこれは廃棄する、こう言ってきたような印象がありますといけませんので、その間の事情を申し上げておきます。

さらに、服部君のごときでございますが、これは、当時中川条約局長はアジア局長でございまして、服部君はその下僚として交渉に従事したのであります。従いまして、この責任者において十分当時の事情は詳細に申し上げることができ次第でございまして、念のために申し上げておきたいと思ひます。

○横路委員 今の外務大臣の御答弁で、条約局長が当時のアジア局長として交渉の衝に当たったのだからというのであれば、事実を明白にしてもらわなければならぬ。それを、あなたは、私どもの質問に答えてある程度事実を明白にしますと、総理大臣や外務大臣が別な答弁をする、くるつとひっくり返る。それではだめじゃないですか。委員長、先ほど要求しました服部君を証人として呼ぶことについては、どうなんですか。

○森下委員長 理事会を開いて協議いたします。

○横路委員 それでは、この問題はあとで理事会で協議をしていただくと思うのですから、次の問題に移りたいと思ひます。

今の総理大臣の御答弁は全く間違ひである。終止通告をしてきたのに、その前のものは有効で、そのあとのものだけが無効であると言ふ。それでは、

このタイ特別円の問題で一番問題になったのは、金の約款の問題だ。これは明らかに金の約款については二十年の九月十一日前の協定だが、これは絶対に認めるわけにはいかぬ、これはやはら、従つて、これは政府側としても認めるわけにはいかぬ、こういうことなので、その点は、あなたたちのいわゆる金の約款については認めない、こういう方針を敢としてきめているその立場からすれば、当然、今の第三条の第二項については、軍費調達、軍費決済に關する協定の中で、特にこれは軍事同盟の第二条、第三条につながつてくる軍費決済協定でございまして、これは第三条の第二項も当然そういう意味ではこれは金の約款については認めることができないのと同じ立場でなければならぬ。金の約款については効力を失つてゐる、こういうふうに認めた以上は、それと同じ立場が貫き通されなければならぬ。これは思ひます。

その次に、三十年協定の第三条第三項についてお尋ねをいたしたいと思ひますが、このタイ政府及びタイ銀行の日本国政府に対する引き渡し確認書というものは、何も日本政府が行なつたのではないわけですね。これはどこをやつたのですか。

○中川政府委員 このときは占領下でございまして、従ひまして、日本政府当局とタイ政府当局との間の確認書もございまして、なお、タイとGHQ、当時の総司令部との間の確認書もございまして、従つて、いわば三角形的な相互確認と申しますか、そういう格好になつておるのでございまして。

○横路委員 それでは、条約局長にお尋ねしますが、これは相当大きな金塊になつておるわけですね。ここにございましては約三十九トン近くになつておるわけですから、この引き渡し確認書といふのは、どこでどういふようになつておるのか、三角関係だといふが、一つきちつとしてもらいたいと思ひます。

○中川政府委員 つまり、三角形と申しましたのは二つの確認書があるわけでありまして、内容は同じでございまして、その第一の分については、日本政府の代表とそれからタイ政府の代表とがサインしてございまして、第二の確認書は、タイ政府の代表とアメリカの総司令部の代表がサインしておるのでございまして。内容は全く同じものを要するに二つ作つたわけでありまして。

○横路委員 それでは、お尋ねしますが、この三十年協定のタイ特別円協定の中で、第三条第二項のこの金全部で三十八・八九幾ら、約三十九トン近くになるが、これはどういふものなんですか。これは金であることには間違ひないが、どういふ決済に充てるためのものであるか。

○中川政府委員 これは性格的に言へば三つの部分に分かれております。第一は、日本の軍費とは全然関係がない、いわば商業勘定の決済の分、これは十六年から十七年の半ばまでのものであつたと思ひます。あと賠償部長から詳細なことを申し上げますが、第二は、要するに、軍費信用取りきめといふものに基づく基金でございまして、これは、最初の間は軍費につきましては全額金で支払つておつたという時代があるわけでございます。この勘定

の金でございまして。第三の部分は、今三十年協定の第三条第二項に出てきております。あゝいう性格のもの、つまり、軍費と実質的に関係がありまして、要するに商業勘定として売買契約に引きかえたわけでございますが、その分、この三つになつております。なお、数字の詳細は賠償部長から……。

○小田部政府委員 お答えします。

三十八トンの金でございまして、その前に申し上げましたことは、昭和十六年の八月以降から戦争終了後まで、日本がタイに売却した金でございまして、その金は、すでにこの所有権はタイに行つておりました、ただ当時の状況で必ずしも船の便宜その他輸送の便宜のために送れないために、日銀の倉庫の中に残つていたというものがあつたのでございまして、その売却した金が約四十四トン、詳しく申し上げますと四四・八三トンの金があつたのでございまして、まずそれから申して、発生の原因はあとで申し上げます。そのうちの、戦争前または戦争中タイに現送した金が五・九八トンあつたのでございまして、その五・九八トンのうちで四・三三トンの金は、昭和十六年の九月十五日に現送しておるのでございまして。残りの一トンはちよつとの金は、戦争中わずかながら飛行機または船で送つたのでございまして。そこで、四四・八三トンの金から戦争中タイにほんとうに充つて、しかも向こうに送つてやつた金が五・九八トンございまして、残つていた金の三八・八五トンが日銀にあつたのであります。この金はもうすでにタイに所有権が移つておる。ただ、当時送れな

かつたために、日銀の倉庫にあつたといふことでございまして。

しからば、その金はどういふふうな原因でできたかと申しますと、第一は、軍費及び特別円勘定と全然関係のない金売却があるものでございまして、これは昭和十六年の後半より昭和十七年の四月一日までの間に発生した軍費と関係のないものでございまして。そこで、それが約一八・一三トンだけタイに売却されたわけでありまして。そのうち四・三三トンはもうすでにタイに現送されたといふわけでございます。そこで、残りの一三・幾らの金が日銀に残つていたわけでありまして。その次に、特別円協定ができましたのが、戦争の始まる翌年の七月一日から有効になつたわけでございますが、それまでに軍費信用協定といふものがございまして、それに基づきまして日本がタイに充つた金があるものでございまして。それは四・八九トンの金であるのであります。それから、特別円協定になりましてから売つた金、並びに、特別円協定が発効しましてからタイに売つて所有権の移つた金が二・一トンちよつとあるわけでありまして。そういうわけで、それを合算しますと、三八・八五トンという金がありました。この金はもうすでに所有権がタイに移つてやつた。ただ、それは、その当時の情勢で、そのうちの五・九八トンはタイに現送しちやつたわけでございます。その残りの金は、交通の事情その他において日銀にあつた、こういうことなんでありまして。

〔発言する者あり〕

○横路委員 横でふざけてだめですよ。いかぬですよ、こういうのは。ま

じめな条約について、だめです。委員長、注意して下さい。私もきょうは遠慮して聞いているのに、何ですか。委員長、何だ、こういうやり方は。こ

ういうのはよくないですよ。
○森下委員長 静粛に願います。両方とも静粛に。

○横路委員 賠償部長ですか、今の数字で、商業ベースによるものが一八・一三トンですか。それから、特別円勘定によるものが、これは全部で幾らになるのですか。もう一ペン数字をはつきり、たとえば商業ベースによるものは幾らなんだ、それから特別円勘定によつては幾らなんだ、軍費の決済協定によつては幾らなんだというふうに、もしそうなつておれば、途中の経過はいいですから、その最後の数字のところだけをきつと話をしてもいい。

○小田部政府委員 軍費と特別円勘定と関係のない金の売却が一八・一三、あと端数はございしますが、一八・一三トンとございします。それから、特別円勘定がございします前に軍費信用設定協定というものがございまして、それで売りましたのが四・八九トンの金がございします。それから、その次に、特別円勘定設定後金を売却しましたものが二一・八〇トンとございします。それを全部合計しますと、約四四・八三トンになるのをごさいます。そのうち、戦争前または戦争中タイに現送した金、これが五・九八トンとございします。そこで、残りの部分が三八・八五トンある。これは売却して所有権がタイに行っちゃつて、ただ現送できなかった金、こういうのが残つております。

○横路委員 今の答弁で、金の三八・八五トンについての内容は明らかになつたわけですが、こゝで問題は、五・七トンについては、当然これは日本銀行においては初めタイに渡すべき金である、こういうふうに予定をしてい

たものが、一体なぜ、いかに占領下であるとはいへ、これはイギリス政府から略奪したものなんだ。たしかそうです。これによりまして、ここには、「連合国最高司令官が日本国の軍隊によつて略奪された」と決定し、したがつて連合国最高司令官の管理から解除されず、云々と、こうありますが、この点は、五・七トンについてはどういうふうに連合軍としてはそれを考えたわけですか。

○小田部政府委員 まず第一に申ししますと、戦時中日本軍が占領地から内地に、略奪してかどうか知りませんが、とにかく持つてきた金並びにその他のものがたくさんあるわけとございします。それから、占領軍としましては、その金銀とかいうような以外の略奪品に関しましては、はつきりとしてそれがどうであるというとはわかるものでございしますから、それをわからして返さしたのでございしますが、金銀に関しましては、まず第一に、日本側にスキヤッピンを出しまして、これは一番最初昭和二十一年のスキヤッピンでござい

ますが、出しまして、そういうものがあるならばオーパーロールな報告をせよというのを占領軍からわが方へ申し込んできたわけでありまして、ところが、わが方を見ますと、当時、たとえば日本の軍隊が持つてきた金といふのは、大阪の造幣局とか何とかに行

る。持つてきた事実だけが復員局か何かからいろいろ提出してわかつた。こういう事実があつて、そこでやむを得ず返したわけでありまして。

○横路委員 今の問題で、金塊のことについては、特別円勘定で二一・八トンだけにすてに売却をきめてあつた、だからそれをやつたんだ、こういうことになつてゐるわけですね。この点は当然日銀の残高からは抜かれてあるわけでしょうね。条約局長、その点どうな

○中川政府委員 これはもちろん戦争中にすてにその金がタイに売却されてタイのものになつておるわけとございします。従つて、終戦の際にありました十五億円からはもちろんそれは抜かれております。決済済みで十五億円という帳じりが出てきておるわけとござい

○横路委員 そこで、私はあなたにお尋ねしたいのだが、タイ国バーツ貨による日本銀行からの政府借入金は臨時軍事費特別会計が終わつたときにおいては十二億五千万円となつておる。この今私が出した数字は、日本銀行調査局特別調査室が出している満州事変以後の財政金融史の第三編第四章その他からとつたのですが、タイ国バーツ貨による日本銀行からの政府借入金臨時軍事費特別会計終結時におきまして十二億五千万円となつてゐる。そうして、この金額は、バーツ貨について、昭和十九年の四月から六月までが一億五千万、七月から九月までが一億二千八百万、十月から十二月までが一億三千九百万、昭和二十年一月から三月までが一億三千八百萬、四月から六月までが一億七千一百万、七月から八

月までが一億三千五百萬で、合計十二億五千万となつておる。これがどうして十五億になつたのか、その点を一つ明らかにしてもらいたい。

○中川政府委員 今の十二億幾らという数字、日本銀行でお調べになられたのか私存じませんが、タイ特別円勘定を解決するために三十年協定の前に事務的折衝を相当長く——先ほど服部部長の発言をいろいろお引きになりましたが、事務的折衝を相当長くやりました。その際幾ら残高が残つておるかというこの帳じりの突き合わせが一番の基礎であつたわけとございします。日本銀行の係官が出まして、先方の事務当局と東京で折衝いたしまして、この帳じりの差はそう大してはなかつたのでございします。しかし、やはり日本の帳じりの方が少なく、タイ側が日本に売つたと申しますが、日本に持つておる債権だと称するものの方が実は数千万円多かつたと思ひます。しかし、タイ側は、終戦の際のごたごたでバンコックから日本への報告がおくれたとかんとか、そういうことであらう、しかし、いづれにせよ日本側の数字を採用するということになりまして、少し少ない日本側の十四億幾ら、約十五億に相当するあの残高を先方も承認いたしました。これははつきり向こうが確認したのでございします。従つて、今の十二億幾らの数字は私直接存じませんが、内訳でいろいろなことがあつたかと存じます。日本銀行にはつきり残つております数字をそのまゝタイが採用した、こういうことであります。

○横路委員 三十年協定の、日銀残高十五億、それが五十四億に発展をして、そしてさらに今度総理が行かれ

て九十六億を払うことにした、百五十億になるその一番の基礎なんだから、そこで、今まで本委員会でもこの十五億円についてはあまり論議されてないようですから、大へん恐縮ですが、どなたか一つ政府側で、私の方でも今のところは出所とつたわけですから、あなたの方も、十五億はこうなっているのだという点が明確であればここでお答えをしていただきたい。

○小田部政府委員 これは、私の方は日銀の帳簿で調べたのでございませうが、それによりますと、いろいろの費目からなっております。そこで、これは借記の方と貸記の方とで申し上げます。それを今読み上げます。

端数を全部読み上げますと、まず、軍費調達の方が十四億四千八百二十八万九千五百円でございませう。向こうではバツツになっておりますが、こちらが円。それから、その反対に、日本の方で借記している額が、いわゆる金で二・八トン宛つた分はこちらの方で借記しております。それが一億一千四百一十一万五千一銭、こうなっております。そこで、それだけが借記で引かれていくわけですね。それから、為替集中を、これは協定第二条で、その協定の効力は別として、為替集中をとにかくタイといたしまして、そこでやりました額が、日本の貸しの方に属する分が一億八千五百八十二万三千三百二十六円十五銭という額になっております。それに対して、借記している額が、七千六百五十六万六千九百六十三円三十九銭という額になっているわけでございます。それから、バツツ貸の売買というものは、これは正金銀行が当

時必要な額はタイから借りたりなんかしたような分、返すときは返していった分でございますが、日本が貸記の分、日本が借りている分が八千四百一十万円でございます。それから、日本がこちらで返した分が借記の方にございませう。三千万円、二十万でございませう。その次に、タイ国の公金、これは日本のたとえ大使館でタイが金を使つたとか何とかしたようなものでございませうが、そういう向こうが日本に使つた分が二千六百八十九万九千八百三十三円五銭という額でございます。それに対して、向こうの収入になっております分が、二十二万九千六百六十六円六十七銭ということになっておるのでございませう。それから、利息は向こうへつくばかりで、借記はなくて、貸記だけでございませうが、それが四百八十八万七千三百三十六円と

ておるのでございませう。それから、食糧証券というのがございまして、これが、貸記の方には七億でございまして、借記の方には六億九千七百三十三万六千四百一十一円とございませう。それから、正金銀行から移管してきた分がございまして、これはタイの特別円協定が始まる前にちよつとやつたのでございませうが、それが日本の借りになつて、つまり貸記でいう貸記の方になつておりますのが、二千六百九十四万七千六百四十七円三十二銭と

なつておるのでございませう。そこで、日本側がタイに借りている分が二十四億五千二十七万八千四百三十三円五十六銭と、それから、日本が払つた分が九億四千八百二十一万七千七百七十七円九十五銭でございまして、そこで、最後

に残りましたのが十五億二百五十三万三千六百五十五円五十六銭、こういう勘定になっております。

○横路委員 今詳細に数字をお述べいただいたのですが、やはり、この問題はタイ特別円協定の中心をなすもので、すなわち、今私たちがたいへん急いで数字を書いてみましたけれども、やはり全部が全部記録もできませんから、大へん恐縮ですが、午後再開までにぜひ一つ印刷をして配付していただきたいと思ひます。それから、なお、先ほどの金塊につきましては、こまかな数字の発表もございませうが、それもあわせて出していただきたいと思います。

それから、次に賠償部長にお尋ねしますが、今お聞きしてありますと、利息が四百八十八万七千三百三十六円と、利息の数字について御発表がございませうが、その利息は、年利五厘という計算でございませう。これは、当時、昭和二十三年七月五日までは、日本銀行の商業手形割引歩合が年利五厘で、それ以降は七厘五毛でございませうから、それを勘考しまして計算したのでございまして、その利息は昭和二十年の六月三十日までを足した分でございませう。

○横路委員 もう一ぺん言ってくれませんか。今の、昭和二十六年……。

○小田部政府委員 二十年でございませう。

○横路委員 あなたは下を向いてお話しなさるものですか……。

次に、お尋ねしたいのは、この間總理は、三十年協定の九十六億円、この問題について何と答弁されておられるかという

と、言葉を間違えたとあつたのであれ

から、總理の御答弁されたところを讀みますと、總理は、供給する義務がある、こゝろ言っているのです。これは、三十年協定の第二条に、「日本国は、兩國間の経済協力のための措置として、合意される条件及び態様に従い、九十六億円を限度額とする投資及びクレジットの形式で、日本国の資本財及び日本人の役務をタイに供給することと同意する。」これを總理は、供給する義務を負つたんだ、それが今度はしまいに無償で支払う義務になつた、こゝろいうことになるだろうと思ひます。これは、供給する義務と、一体こゝろで言ひ切ることができるとか。こゝろに明らかで、合意される条件及び態様に従つて、九十六億円を限度とする、投資及びクレジットの形式でやる、こゝろ言っている。それが何と条件が示されていない。これだけで、總理が、九十六億円については供給する義務があると言ひ切るのは、私は言ひ過ぎだと思ひますが、いかがですか。

○池田国務大臣 供給することに同意する、いろいろな条件はあります。供給することに同意した場合におきましては、同意によつて供給する義務が発生するのであります。

○横路委員 私は三十年協定のことについて聞いています。三十年協定で合意された場合に初めて供給する。合意及び態様、それぞれの条件が示されて、そして合意に到達したとき初めて供給する義務が生ずるので、この第二条では、これだけによつて、九十六億円については供給する義務がある、私はこゝろいうふうにはまだ言ひ切ることとはできないと思ひます。条件が示されて、そして合意に達したときに初めて供給する義務が生ずるんで、あなたはそうではない。三十年協定について、いきなり供給する義務があると、あなたはこゝろで言ひ切っているわけですか。私は、明らかに間違ひであると思ひます。

○池田国務大臣 私は、日本語でこの二条を讀みますと、二条ばかりじゃございませう。また条件がございませうが、二条のことは、第四条で、東京で合同委員会できる、こゝろいうことになつております。しかし、そういう条件を満たせば義務になるわけですが、もちろん、義務は——今あなたは、九十六億円を払う義務を負担した、こゝろ言ひますが、まだ負担していない。やはり国会の議決を得て負担するのでございませう。だから、普通の条約文で、条件がこゝろあつて、そして供給することに同意するといへば、同意が成立したら義務が発生するのは当然でございませう。

○横路委員 いや、總理は、あれからだいぶ時間がたつてから、冷静になつてあなたは答弁されておられる。あなたはそうでないのです。二月六日の衆議院本会議における、こちらにおられます森島委員のタイ特別円に関する協定の質疑のときのあなたの御答弁、特に、一月の三十日でございませうか、私たちの党の辻原委員に対する總理の御答弁は、こゝろではないのです。これは明らかに債務である、こゝろいうようにあなたは御答弁されたから、私は三月二日の日に重ねて聞いたら、その債務であるといふことについては、まづいとお思ひになつたので、今度は一歩後退して、供給の義務、こゝろなつておる。きょうは合意されればと

いう条件を頭につけてきた。この点はあなたもだんだん一歩ずつ条約の運営について正しく解釈されるようになってきたから、この問題については、それでおくとして、(何を言っているか)と呼び、その他発言する者あり——私は記録をたねんに読んでやっています。

次に、私は総理にお尋ねしたいのですが、総理は森島委員の質問に答えていろいろ言っているらしいです。これは四つほど示されていると私は思うわけですが。その四つ示されているのはどういふことかという、一つは、いわゆる九十六億円については、石油精製工場を建てて、そしてそれから上がってくる利潤によって返済してもらおうかというところについて考えてみた。それから、九十六億円を貸して、それについてどういふ返済をしてもらおうかと考えてみた。その次は、減額して一時払いにして払った方がいいのではないかと考えて計算してみた。第四点は、十億円ずつ八年間払っていった方がいいのではないかと考えて計算してみた。私はメモでやってみた。この間テレビでわざわざそのときの状態を再現されたようだが、私は総理にお尋ねしたいのは、減額して一時払いにした方がいい、こう思ったと。向こうとの交渉でおそろしく出たんだらうと思う。一時払いの減額はこれです。やってくれないか、この点は、一体タイ側から一時払いというのはどういふように言われてきたのか。この程度であるならば一ぺんに払ってくれ、——何か総理はしきりにそのことを、八年間で十億円ずつ払うのと一ぺんに減額払うのは一体どちらが得だろう

か、こう計算した結果、十億円ずつ払っていくことの方がいいんだ、こういう計算に達したと言っている、総理がみずからはいいたらしいのです。一体、向こうとの、一時の減額払いであればどうだという、この交渉を一つ明らかにしていただきたい。

○池田内閣大臣 四つのうち、一の石油精製工場を作るというのは、これは三十一、二年ごろじゃなかったかと思えます。それから、貸してクレジットして、そしてその利子でやったらいいことは、これは私が総理になる前のできごとでございします。それから、こちらの方で、池田内閣ができて、九十六億円を減額してそして一時払いということは、池田内閣になってからいろいろ交渉したわけですね。(横路委員「交渉したのですか」と呼ぶ) いや、考えて、そして一時そういうことも大使に言ったと思います。しかし、これはなかなか向こうは聞かない。それから、年賦がいよいよないかというところも話してみましたが。その計算を、六分五厘と、七分と、八分ぐらいでいろいろやってみたわけですね。現在価値を出してみました。この点は、外務省、大蔵省とも相談いたしました。減額して一時払いということをお尋ねしたい、減額して一時払いというところを大江大使にやらしたわけですね。昨年の一月ごろでございしました。しかし、なかなか向こうはそれを聞きません。そして、とにかく九十六億円というものを一ぺんに払ってくれ、こういふわけですね。パンコックでの交渉は、やはり九十六億円を一ぺんに直ちに払え、それから、だんだん、二年ぐらいい、こういふことになって、まあやりとりでございします。向こうでの交渉は、減額して一度

ということば、減額は絶対に聞かない。そこで、年賦を私は考えたわけでございます。この年賦も、外務大臣その他と相談いたしました。これを何年にするかというところが問題だったのでございします。今賠償を支払い中ですから、おまなる賠償が済めば自分は楽になる、こういう考えのもとに、いわゆる初めは十億円ずつ、そして八年目に二十六億、これは財政負担から言っても非常に楽でございします。向こうが最後に五年までおいて参りました。私は最後に十年までいいた。しかし、どうして、翌日の日の交渉では合わない。そして、翌日どういふも五年ということ

を盛んに向こうの外務大臣を通じてこちらの随員に話しておりましたが、私は、一歩も譲らぬ、それならこのままで帰るという決意を見せたものでした。翌日には、とにかくとめまじし、こういふことで、そして、私がメソに、一九六二年十億と書きまして、そして八年目に二十六億と書いて、それで、向こうは、そうですか、あとが高くなるのですか、多くなるのですかと。言うから、いや、これは今日の財政上どういふふうに考えざるを得ないのですと。言つたら、日本の総理大臣はそういうことまで計算するのですかと。言うから、(笑) もちろん計算しなれば、こういふふうに申し上げました。実を申し上げますと、十億ずつ七年で払って、八年目に二十六億というものは、いかに気がひけましたから、八年目を十八億にして、七年目を十八億と、こまでは譲ってみると言つたところ、いや、そんならもうあなたの原案通りということで、十億ずつで、

最後の二十六億になったわけでございます。だから、四つございしても、私が池田内閣になって考えましたのは、減額で一時払い、あるいは年賦でなるべく長く、こうやってみますと、やはり、賠償をずっと払っているときには困難期に五十四億を大体十億円ずつ払いましたから、その程度なら、財政負担も大したことはないし、しかも、私がこういふ計算をしましたのは、ここでやらなくとも、とにかく、今、トウモロコシを買ったにいたしました、一億一千六百万ドルで、六千万ドルか七千万ドル、とにかく五千万ドルぐらいのこつちが出超でございします。それで、五年ぐらいい前までは、向こうの方から米を買ったおつたからよかったです。ところが、四年ぐらいい前から、もう日本が倍あるいは三倍ぐらいい、こういふことで、もし経済措置なんかとられたら、五千万ドル、六千万ドルの輸出超過がなくなるというところになったら、百八十億、二百億の輸出が少なくなるわけですね。そうすると、いろいろな点から考えても、まあ十億ぐらいいなら、しかも今後のことを思うと、いろいろ、自分ではいろいろ計算いたしましたので、そして自分づくりに、——そのときに外務大臣が十年ぐらいいまではどういふふうかという前に言っておつたのです。実を言いますが、外務大臣は十年ぐらいいという気持を持っておつたらしい。こうやってきたもので、それから、それはこれは外務大臣まで譲ろうというものが経過です。そこで、最後まで十年でがらばった。向こうは五年でございします。結局、お互いの信頼とあれ

によりまして、私は、十億、これならば、もう五、六年後からは賠償がぐつと減って参りますから、大体ここでケリをつけた方がよろう、全体でも、一年の出超分の半分、半分以上でございします。

○横路委員 池田総理がタイとの貿易関係を引用されることはおかしいじゃないですか。ガリオア・エロアについてはどうなんですか。去年一年間の日本全体の貿易において、昭和三十六年一月から十二月までの日本の貿易上の輸入超過が約十六億ドル、そのうちでアメリカとの関係は十億ドルじゃないですか。あなたは、タイとの関係で、こちらの方が輸出超過なんだから、だから払ったって損はないじゃないかと。うのうの、アメリカに對しては十億ドルも一年間に輸入超過をしておるのに、もう少しアメリカにしゃんと言つたらいいでしょう。タイだけに、そう言っておるけれども、ガリオア・エロアの返済について向こうに言わないのはおかしいと思うのです。もし御答弁なさるなら御答弁して下さい。

○池田内閣大臣 外交問題というものは、やはり相手のことをずっと考えて、日本の立場も考えなければならぬ。どこにも同じ方法でいけるものではないと。はい。

○横路委員 それでは、総理にお尋ねいたしたいのでありますが、九十六億を支払うというのは、何を根拠にしてはいふことですか。五十四億円については、日銀の残高が十五億あった、そのうち四千四百万円については金で売却することにした、だからその点については三十七億だ、十五億については、残りの

勢価値によりまして十五億バーツを換算いたしますと、二千七百万ポンドになるわけでございます。二百七十億円でございます。二百七十億円であるけれども、二百七十億円全部をもちうと言ってもなかなかむずかしいだろう、

従つて、これをもし現金外貨で、つまりポンドでくれるならば、ポンドでくれる分は倍と計算してよろしいといふうな向こうは考えであつたやうでございます。従つて、そのうちのたとえは半分をポンドでくれれば、あとの半分は一つ現物でもらいたいといふやうなことで、いろいろ話が出て参ります、結局百億圓分ポンドでもらう、そりすると、これは倍になりますから二百億圓になるわけでございます。余りの五十億圓は物でもらいたいといふことで、合せて実際の価値は二百五十億圓であるけれど、日本からもらうのは百五十億圓でいいのだ、こいう計算であつたわけでございます。それがもとになりまして百五十億圓という数が出たのでございまして、これは日本としては必ずしも理屈としては納

得のいかない面もあったわけですが、先方がどうしても百五十億という数に執着いたしますので、そのときの一つの政治的判断といたしまして、理屈の合うものは現金で払い、日本としては政治的に片づけるものは九十六億円の緊急協力で行う、この

出てきたのでございます。
○横路委員 そりすると、今のお話で、百五十億というのは別に計算の基礎はないというわけですか。今のあなたの答弁は、私も急いで紙に書いてみました。日銀の残高十五億円をパーツ

出てきたのでございます。
○横路委員 そりすると、今のお話で、百五十億というのは別に計算の基礎はないというわけですか。今のあなたの答弁は、私も急いで紙に書いてみました。日銀の残高十五億円をパーツ

にすれば十五億バーツだ、それが米ドルに直してやつたところが、全部で二百七十億になったわけですね。それを何と云ふことなしに百五十億にしたわけですか。

○中川政府委員 数字を、はつきりしたラウンド・ナンバーと申しますか、そういうものにするために、一応二百五十億でがまんする、こういうことで二百五十億になったわけでございます。そのうちの二百億は現金外貨で払えばそれを倍に計算するということ、百億分だけポンドで払ってくれば二百億と計算する、従って、余りが五十億出るわけでございますが、この五十億は物でもらいたい、こういうのが百五十億の根拠でございます。これは先方の数字の計算でございます。日本側は何もその数字の計算を承認したわけではございませんが、先方としてはそういう計算で百五十億という数を出してきたということでございます。

○横路委員 外務大臣、ちよつと条約局長は口の早い点もあつてよくわからない。数字があちこち動いていますから、あとで速記を見なければわからない。お尋ねをしたいのですが、この九十六億をきめたというのはいくら算定の基礎なんですか、もう一ぺん外務大臣から伺いたい。

○小坂国務大臣 今条約局長が申しましたように、先方は初め一ポンドが十一バーツという計算から出て、千三百五十億円と言つてきたわけですね。三十年協定のときには先方はその態度を改めまして、一ドルが二十バーツである、それで十五億バーツですね。それを計算いたしますと二百七

十億円である。そこで、これはラウンド・ナンバーにして二百五十億円ということだが、金で、すなわちスターリング・ポンドでもらうものは倍にしよ

うとか、いろいろなことを向こうは言つたわけでございますが、結局、それをいろいろ折衝いたしました結果、百五十億円で、どうしてもそれ以下にはおられない、こういうことを先方は言ひまして、それでは、日本側として、先ほどから申し上げているような五十四億円というものは計算できるから、それはスターリング・ポンドで払つて、あとの九十六億円は第二条に言われておるところの条件、態様に従つて供給しよう、こういうことをきめたわけでございます。

○横路委員 総理大臣、そうすると、物価も変動したし、いろいろ戦争中のことと戦後の経済も違つたから、大体十五億だから、まあ十倍の百五十億ぐらいでちょうどいいのではないか、こういうわけですか。どうも聞いていてその辺がはつきりしないのです。

○池田国務大臣 私はそのときの折衝のことを一切存じませんので、国会議員として、百五十億であらうふにしておきます。しかし、今の、向こうがどう言つたとかこう言つたとかいうことは私は存じません。ただ、百五十億の線よりはおりられぬ、こういうことを言つたので、察するに、――私は察するのでございます。察するに、タイと日本との関係のことも考え、そして、もう十何年前の借金を、まああの当時の一円が今の一円というわけにもいかぬというふうな気持も、やはり経済的

の気持もあるのじゃございませんか、と私は考えます。

○横路委員 総理大臣の今の御答弁は、私は大へん大事だと思うのです。私もまた、総理大臣はそういうふうに御答弁なさるのではないと思つたのです。戦争中に借りた一円を一円といつて返すのはどうも気の毒だ、この際十倍の十円くらいにして返したらいのではないか、そういうお氣持ならば……。

○池田国務大臣 私はそういう気持ではございません。察するに、そういうようなことでやる場合も考えられるのではないだろうか。私は、今の日本政府として、一円を一円ということにはつきり言つておるわけですね。そうしなければ、――ほかに、今までも言つておる。ただ、そのときの状況をお聞きになるから、察するに、経済的に明る日本の外交ですから、やはり向こうとの関係、千三百億、こう言つていふのですから、私は、いろいろな情勢、今の昔からの関係、そして同盟国であつたこと、そして向こうの状況等々を考へて、いろいろな考え方が出て参ります。しかし、私はよく知りません、こう言ひのです。

○横路委員 総理大臣がよく知りませんといふことなら、私もこれ以上追及しない。ただ、総理大臣が、昔の一円ですのまゝ返すのは気の毒だから、まあ一つ十五億だったのが百五十億にしました、こう言ひならば、それならば、一つ戦争中に国民が郵便局に預けた郵便貯金その他も十倍にして返さなければならぬ、そういうことになるのではないかと思つて……。しかし、当時は関係してないからわからぬということ

であれば、総理にはこの九十六億の算定の基礎は聞きませんが、しかし、中川条約局長、もう一ぺん聞きたいのです。これは総理が今度おいでになられて九十六億を払ふことになつたその基礎になるわけですね。そうでなければ私三十年協定の九十六億のことを聞かないのですが、一体、どういふうちに話が詰まつて九十六億ということになったのか。向こうが絶対百五十億をぜひ払つてくれと言ひについては、それがいろいろな交渉の経過があつたのでしようが、最終的にお互いに、わかりました、適当なところで百五十億で折り合はうではないか、こういうことではなかつたのだらうと思ふ。ある程度話を煮詰めて、そうか、それならばこれで一つ切り切りましよう、こういうことになつたのだらうと思ふ。そこで、もう一ぺんあなたから、百五十億についてきめられたその経過もございましょうが、最終的にタイとの間に話

がきまり、また国内においては閣議においてきめたのでしようが、経済關係懇談会においてもいろいろ相談をしてやつたことでもあらうと思ふので、その点は一つ、どういふようにして、百五十億でわかりました、これでやりましようといふことが、最終的にどういふのできまつたのですか。千三百五十億がどうあつたとかなんとかいふことは別です。あなたは当時のアジア局長で、外務大臣を補佐した最高の責任者だから、話して下さい。

○中川政府委員 三十年協定の形ですとまじりましたこの最終的な段階の考え方でございまして、これは、結局、日本側は五十四億以上は払うとしても理屈がつかないところだが、まず日

本側の一番きりぎりの線がそこでございまして、タイ側はいろいろな勘定をいたしました、結局は百五十億円といふものをどうしても下がり得ないといふのがタイ側の基本的な立場であつたわけでありまして。しかしながら、これを何とか片づけるとすれば、その間のギャップをどうして埋めるかということであつたわけでありまして、この埋める方法といたしまして、経済協力、投資及びクレジットの形式によつて九十六億円の物と役務を供給する、こういうことできめよう、こういう判断を政治的にしたわけでありまして。それによつて協定ができたということでございます。

○横路委員 それで、総理は今条約局長からお聞きのとおり、日本側としては五十四億以上は理屈に合わないから払わない、タイは、理屈のことはさておいて、百五十億を払つてくれといふので、両方が合意されたものは、九十六億については投資及びクレジットでやる。これを無償でやるなんというところはどこにもきめてない。

総理はこれを御存じですか。三十年協定のときに、昭和三十年の四月九日にナラティップ外相が、日本とタイとのこのタイ特別門に関する最後の交渉でタイ側の交渉案として政府に示したものは、五十四億を現金で、三年間で分割払いをしてもらいたい、第二番目、四十六億は現物で五年間に分割払いをしてもらいたい、五百万ポンド、五十億に相当する長期かつ無利息の外貨のクレジットの供与をしてもらいたい、右クレジットは、日本において、あるいはもしも日本が希望する場合はその他の国において物資を購入

するために使用される、右クレジットは前記何の現物払いが完了した後に使用が開始され、たとえば五年間で打ち切られることにしても仕方がない。この最終案というものは、明らかに、九十六億円を限度とする投資ではないですか。タイの最終案は九十六億について、四十億を現物五カ年間で払って、六十億をクレジットに相当する長期かつ無利息の外貨のクレジットの供与をしてもいい、右クレジットは前記何の現物払いが完了したあとに使用が開始され、たとえば五年間で打ち切られても仕方がない。これがタイの最終案であつて、これは中川条約局長知つてゐるでしよう。これがタイの最終案で、何でこれが一体今ごろ池田総理が行つて——タイは四十六億円でいふと言つてゐる。一体何でこれは九十六億払うのですか。これはタイの最終案でありませんか。そのタイの最終案に対して、条約局長に尋ねておが、これはさうでしよう。タイの最終案です。四月の九日、時間まではつきりしてゐる。午後三時に示されたもので

す。四月の九日、時間まではつきりしてゐる。午後三時に示されたもので

す。四月の九日、時間まではつきりしてゐる。午後三時に示されたもので

す。四月の九日、時間まではつきりしてゐる。午後三時に示されたもので

す。四月の九日、時間まではつきりしてゐる。午後三時に示されたもので

す。四月の九日、時間まではつきりしてゐる。午後三時に示されたもので

す。四月の九日、時間まではつきりしてゐる。午後三時に示されたもので

す。四月の九日、時間まではつきりしてゐる。午後三時に示されたもので

す。四月の九日、時間まではつきりしてゐる。午後三時に示されたもので

す。四月の九日、時間まではつきりしてゐる。午後三時に示されたもので

す。四月の九日、時間まではつきりしてゐる。午後三時に示されたもので

す。四月の九日、時間まではつきりしてゐる。午後三時に示されたもので

す。四月の九日、時間まではつきりしてゐる。午後三時に示されたもので

す。四月の九日、時間まではつきりしてゐる。午後三時に示されたもので

す。四月の九日、時間まではつきりしてゐる。午後三時に示されたもので

最終案として示された四十六億円の現物五年分額支払い、五百万ポンドに相当する長期かつ無利息の外貨クレジットの供与の二点をはつきりと否決して、九十六億円を限度とする投資またはクレジットの供与ときめたのだから、絶対に変更しないのだ、こういう方針で今日まで来たわけですが、先ほど私が申し上げましたように、昭和三十三年六月に岸総理が東南アジアにおいては、はつきりと、改定はできない、池田当時の大蔵大臣も、ナラティブ外相に対しては、改定できない、こう言っているのです。ここまで明白で、しかもタイ側としてはその当時から九十六億円を全額払えなんて言っていない。タイ側の最終案をはるかに上回って、九十六億円をまるまる現金支払いをしていく、こういうやり方は、一体どういふ政治的な配慮からしたのであるか。ただ総理が外務省から考えてやったのだということだけでは、これは説明にならない、どういふ点から、このタイの最終案を当時の内閣において否決をして、しかも、最終案では、みずから、四十六億は現物支払いをしてもらいたい、こういうふうになっているのを、九十六億全額支払いをするようにしたということについては、大所高所だけの内容では、私どもに対する説明にはならぬと思う。一体どういふようにその後政治的に情勢が変わったというのか。ビブンからサリットにどういふように政治情勢が変わったというのか。それに対して総理はどうか。判断の上にやったというのか。何べん聞いてもただ大所高所と言うだけでは、私どもは、国民の前に、九十

六億を全額支払いをするという総理の御説明にはならないと思います。特に今日はサリットの独裁政権で成敗令がしかれたまま解かれていない。こういうような状態で、どういふ政治判断をされたのか、どういふタイの政治事情の変更によるものか、こういう点について、よく納得のできるような御説明をしていただきたいと思ひます。

○池田国務大臣 御納得のいくような説明ができるかできぬか、これはお互いの気持の問題でございます。私が申し上げているのは、三十年八月の問題をもとにして言っておるのであります。その前にどういふ交渉が行なわれたか存じません。しかし、いかなる交渉が行なわれようとも、政府間で同意したのは三十年八月のあの協定でございます。これを土台にしておるのであります。そして九十六億は二条並びに四条の規定に従ってやることになっております。この条約は両方とも納得していったのでございまして、午前中に申し上げましたごとく、タイとしては、戦争中非常な物資を徴発せられ、そして、それを今の金に換算いたしました、大へんな、千数百億円になる、自分らとしては、三十年八月の協定に一応は納得いたしました、その後いろいろ考えてみると、大へんなものを徴発せられ、そして三十年の協定によりまして、今度また借金を負わねばならぬ、こういうことは国民感情として納得できないというので、三十年の協定の二条、四条は動かない。六年間も動きません。その間に、私といいたし、表者と会いまして、やはり三十年の協定を変えるわけにいかぬと、これは

はつきり断わっております。しかし、その後、タイのそういうことを聞くと同時に、日本とタイとの過去の貿易関係、そしてまた将来の見通し等々から考えまして、私は、この際、三十年の協定が六年間も動かなかったし、今後においても動かぬときに、日・タイ関係においては日本の東南アジアへの活動がどうなるかというのを考えて、そしてまた、九十六億円を現金で返すのじゃない、——片一方では九十六億円の労働あるいは資材を供給する義務——義務と言つては何でございませうか、供給する約束に同意しておるわけですから、その供給の仕方等を考えてみますと、いろいろやってみて、無利子で何十年か貸すとか、あるいは一つの事業を起しても、それが利益を生むか生まぬかわからない、初め九十六億円投資して事業を起して、その事業がうまくいけばそれでいい、うまくいかなければまた金を考えてみると、今九十六億円出すということ、なしくずして十億円ずつで八年間やっていくのとどっちが利害得失があるかというのを考え、御審議願うような案で一応調印いたしましたのでございませう。

○横路委員 そこで、次にお尋ねしたい点は、午前中の総理の答弁ではつきりしなかったことは、二月六日にタイ特別閣協定に關して私たちの党の森島議員から質問した際に、先ほどお尋ねしたように、一時払いで減額をして払った方がいんじやないか、こういうふうにも考えたというところで、一時払いで減額という場合に、ただ計算上からいけばその方がよかったので、総理ほど計数に明るい方が何でまた減額払いでやらなかったものだらう。かりに損得ということからいけばです。そこで、私がお尋ねしたいのは、総理が一応お考えになられた減額払いというのは一時にどれくらいお払いなさうとなされたのですか。総理よく言われますから、一つ……。

○池田国務大臣 減額払いで一応は交渉したわけでございます。交渉の第一回でございませう。これは私じやない、大使をしてやらせたのですが、大蔵省案、外務省案がありました。しかし、まあ三十億くらいから出たらどうだ、こういうことになりました。その話を大使が言い出しましたところ、けいんもほろろに断わられた。絶対にそういう減額は相なりませぬ、こういうことで来たわけでありませう。これが実情であります。これは、大江大使から、昨年の五、六月ごろでございませうか……。

○横路委員 今の総理のお話で、三十億から出発したというけれども、それは、想像してみるのは、交渉を、三十億から四十億、五十億にと、こういうかされたのだらうと思ふのです。最終案として出されたいわゆる一時払いの減額というのは六十億だ、こういうふうないろいろの伝えられておる。六十億円です、どういふふうな言われたとでもいわれておるのです、あくまでも三十億でがんばったわけですか。その点、どうもいろいろ言われているものですから、明らかにしてもらいた

○池田国務大臣 これは二十億案と四十億案があった。最初でございませう。これは外務省と大蔵省の見解が違ふところだったらしい。あとから聞いてみたら、三十億円、これで一応やっ

たそうです。そうしたところが、今も言つたように、けんもほろろに断わられた。六十億というのは提案がないのです。初めの分だけでだめになったと思ひます。

○横路委員 私は、六十億くらいを提案されたのかと思つた。六十億というのは、たとえば、先ほどお話のございましたように、年六分五厘、七分五厘、八分、そういうふうに数字を総理も言われている。たしか七分五厘で十年間やると約倍になりますね。年八分でいけば八年間で倍になるでしょう、複利計算でいけば。そうすると、六十億をやつて、かりに八分なんというのは高いから七分五厘として、十年間使わぬでそのまま置いておけば、日本側からすれば利子がつく。それで、六十億でいけば約二十億くらいになる、総理の計算で。私も今こまかな計算をしたわけではありませうが、かりに年七分五厘くらいにして、初め十億払つていくと、普通の銀行預金の形式でいけば、この分については七分五厘は八年間つく。その次の十億については七分五厘で七年間つくとい

うやられると大体百三十億くらいになるではないか。だから、六十億の提案をされて、相手方に、どうだ、おれの方は六十億でいくぞ、これをかりに年七分五厘の複利計算でいくと十年間で倍の百二十億になるのだ、これをこつちの方の十億ずつの計算でいくと、七分五厘でいけば大体百三十億で似たものになるがどうだ、六十億でいかないか、とこう言つたと思つていたら、あなたの方では三十億で提案をした。三十億で提案したら、年七分五厘でいって十年たつて六十億にしかならな

第一類第四号 外務委員会議録第十三号 昭和三十七年三月十六日

い。私は、総理が、減額払いをした方がよいのか、十億ずつ七年間払って、八年目には二十六億でいいか、計数は内閣のうちに一番確かだと自他ともに認めておられるんだが、その総理の計算には合わないではないですか。三十億でやって付けたら、それを十億ずつやってこつちの方がよいのだから、そういう点からいって、どうも計数の明るい総理としてはおかしいと思ふ。十億ずつ七年間やって、最後二十六億ですか、この計算でやればどうなるか。この計算がいろいろ他の支払い方法よりはるかによいのだ、このあなたに言っているわけですね。森島議員の質問に対して、あなたは、計算してみたらこの方がはるかによいので、これでやつたと言っているが、何にもよくないじゃありませんか。私は、計数の明るい総理にしては何とこれはまずい計算の仕方をやつたものかなあと思つて、一ぺんよくお尋ねをしたいと思つてきよまで待つていたわけなんです。

○池田田務大臣 まことに恐縮でございますが、森島さんにどう答えておりますか、私、速記録を持っておりませんが、ちよつと読んでいただきたい。

○横路委員 質問を受けましたから、それでは私答えなければなりません。せつかくの総理のお尋ねですから、ここにこう言っているのです。「私は二日間考えまして、それが日本のために一番いいか。——日本のためにと言っているのですよ。タイのためとは言っていないのですよ。タイのためなら別ですよ。」それが日本のために一

番いいか。九十六億圓を現物出資で工場を置いて、その利益から長いこと払っていくのがいいか、あるいは九十六億圓を直ちに貸してやって、低利で十五年も二十年もたつてその金を戻して一ぺんに払うのがいいか、あるいは十億圓ずつずつと払っていくか、あるいは、それが一番いいかということをお尋ねし、ずつと考えたのであります。そこで私は、サリットともいふ二人で話をいたしました。メモで計算をしたが、私は八年間というふうにいたしましたのでございます。「それが日本のために一番いい方法というのです。タイのために一番いい方法というなら別ですが、一ぺんに減額して払う方がいいか、それが日本のためにいいかという計算をされた総理としては、いづつも計数の違ふ点からいけば、ちよつと合わないのではないのか。これは総理がさらにテレビでわざわざメモを持って、鉛筆を持たれて、こつやつたのだといつて、国民の前に、何か十億ずつ払うのがはるかに日本のためになったようなことをおっしゃいますから、だから、わざわざこつで四つ言われた点について伺いたいわけなんです。

○池田田務大臣 そこで、私の方からお答えを申し上げます。

午前中に申し上げた通りに、初めの二つですね。工場を置くがいいか、お金を九十六億圓貸して、——これは二条の通りですよ、そうして安い金利で二十年も三十年もということもありま

ぬ。そうなりましよう。その二つの分は、私が総理になる前にいろいろ考えられた問題です。それから、私がなりましてから、とにかく片づけた方が国のためにいいのだ、日本のためにいいのだ、向こうのためにいい、こつちの、一つ減額計算をやつたわけでありま。九十六億圓というのを向こうがどうしてもこれだけはほしいと言ふときに、今度向こうへの説明に、——それは元がございまして、三十億といたしまして、何年間でやるか、これによつて違ふわけですね。三十億でたとえ十年ならば九十六億圓になりません。あるいは、僕としては、自分では大蔵省に命じて、複利計算で九十六億圓を六分五厘でやつた場合に、現在価値にしたときに、何年か、——たとえ十五年とした場合、十二年とした場合、十年、八年とした場合、六分五厘、七分五厘、八分五厘、こつち計算して、今の現在価値がな

らなると、なるべく少なくて長く払うほうがいいわけですね。それでございまして、なるべく長いことで年賦計算が一番いい、年限がきまれば、初めを少なく、終わりを多くした方が得なんだ、こつちのことで、今の最後の分をメモに書いてやつたわけですね。だから、年賦といふものでございまして、初めとおしまいの払い金額でございまして、いろいろ私としては研究いたしましたのでございまして、総理になつてからの分は、一応やはり減額して、利子計算で九十六億圓をやるのだ、払うのだといふことにしたらただけでいいか、こつちのことで、そのときには何年間でいふことをきまなければいけません。そういういふあらゆる計算をして実はやつてみたのでございまして、減額といふことは向こうがのみにまかせ。しからばどうやつたらいいかといふことになれば、減額をのまなければ、長期間にやることと、そして、払い方を、初め少なく、おしまいに多く、これが日本に一番得な方法でございまして、それをやつたのでございまして。

○横路委員 今総理のお話で、タイは九十六億圓もらうことを建前にして、こつちを建前にしては、少くとも九十六億圓を事実的に減らすような方法でいつた、結果的にはこつちのお話のようですね。しかし、先ほどから私が何べんも申し上げておりますように、協定そのものは、九十六億圓は投資またはクレジットとなつてゐる。またこつちで三十年の交渉過程においては、どういふものが出来たかは存じないという総理のお話ですが、条約局長その他は明確に三十年協定についての最終案は認められているわけですね。ですから、タイ側も九十六億圓もらうのだといふことを建前にしては絶対に了解できないことな

○池田田務大臣 これは、午前中から申し上げた通りに、九十六億圓といふのはきまつたわけですね。それは、条約の二条で言へば、「投資及びクレジット」の方法で、資材、役務を供給する、そのやり方については、四

われわれはほんとうに協力いたしました、そういうような計算になるのを、今条約が済んでいよいよとなつたときにはタイが九十六億圓借金をしておるんじや、とても国民感情として納得が得られない、条約の効力もさることながら、間違いましたから、九十六億圓を払つてもうらうにしたい、こう言うのでございます。私はタイの気持はわかる。そこで、あなたの御質問は、九十六億圓というものをそれじゃどうやって払うかという今の方法論の問題でございます。方法論とかいうものを今答えていけるので、九十六億圓をなぜきめたかというところは、午前中からのことでございますから、それはもう質疑済みだと私は考えております。

○横路委員 総理、こちらで言うことですよ、それは。(池田国務大臣「いや、そう思うのです」と呼ぶ)総理の今のお話の中で、あの協定に調印をして憲法上の手続に従つて効力を発生した、そこで、いやそれは間違ひだつたのです、それは間違ひだ、——今も言っておりますね。タイ側はあれは間違ひですと言つていられる。これは政府間の協定ですね。しかも両国ともそれぞれ憲法上の手続に従つてそれぞれ承認されてやつていられるのを、あれは間違ひでしやないか。タイといふ国はどつちの国なんですか。いふやうな憲法があるのか。普通、普通の憲法は議院、普通の立法院、こゝういふものであるならば、憲法上の手続に従つてやつて効力が発生して、あああれは間違ひでいた、こゝういふことは、普通の国では言えることではないと私は思ふのです。(普通じゃないからだ)と呼ぶ者あり)いや、今

のお話のようにタイが普通でないというならば別ですよ。タイが普通でないというのならこれは別ですよ。(総理はそんなことを言つていない)と呼ぶ者あり)いや、総理はそう言つていないけれども、今のタイが普通でないというのにはなかなかに重要ですよ。そこで、私もこれから、タイが普通でないじゃないかという観念に立つて質問を続けていきたいと思ひます。

そこで、これはまず外務大臣でござりますが、三十年協定の第二条に、「日本国は、両国間の経済協力のために措置として、合意される条件及び懸念に従ひ、九十六億圓を限度額とする投資及びクレディットの形式で、日本国の資本財及び日本人の役務をタイに供給することに同意する」とある。こゝでこの「合意される条件及び懸念に従ひ」ですが、この点いろいろ交渉された点があると思ひます。この三十年協定を置いてから、片一方では毎年十億圓ずつ払いながら、一方においては、第二条、第四条の問題で、この「合意される条件及び懸念に従ひ」ということで、政府の方でもタイ政府と折衝された状態が、交渉内容があると思ひます。一つこの際、どういふ内容の交渉をされたのか、この点をお話しをしていただきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 一九五五年の十二月二十四日、これは協定できたその年の暮れになりました。ナラティップ外相は国連総会の出席の帰途来日いたしました。日本政府当局と約一カ月にわたつて協定第二条の実施に關しまして交渉を行つたのでござります。ナラティップ外相と、そのときはリップスと人た顧問もついできております。この人た

ちは九十六億圓は資本財及び役務の無償供与であるということを主張いたしました。わが方の、本件経済協力は投資及びクレジットの形式で行なわれるものであるから償還を前提とするものであるという立場と対立いたしました。結局意見の一致を見ないで、翌年の一月終わりに帰国いたしました。こゝういふことでござります。その後、先ほど午前中総理がおっしゃいましたように、合弁会社案を出したり、あるいは精製所の案を出したり、あるいは利息でかき替へるようなクレジットの方式を提案したりいろいろいたしたのでござります。タイ側も、協定ができた直後から、この第二条というものは無償のものだといふことを主張し、従つて、第四条に合同委員会を作るといふことが書いてあるわけでもござりますが、その第四条の実施もさつぱり動きがとれない、こゝういふようなことになつておるわけでありまして。

○横路委員 石油精製工場について、九十六億圓をもとにしての石油精製工場の建設案についてはだいたひ話が進んだわけですね。これは昭和三十三年の七月一日のタイのサイアム・ニコーンという新聞から抜粋をしたものでござりますが、「日本大使館の鈴木商務官は、日本政府はタイ国との特別開港協定を決議する方針でこれを石油所建設費として日本鋼管への支払いに充てることが日本政府は承認するであらうと述べた」といふことがタイの新聞に出ていふのを私書き抜きしてきたわけですが、そこで、石油精製所の案についてさういふん折衝されたわけですね。その点につ

いて、これは外務大臣がおわかりでなければ、これはだれになるのですか、条約局長ではないから、やはり外務大臣ですね。——賠償部長ですか、じゃ賠償部長から一つお話し願ひます。

○小田部政府委員 石油精製所の件に關しましては、まず三十二年の一月からその話がタイと日本側の間に起つたわけでもござります。そこで、さういふ非公式の話に基づきまして、わが方は日本側の業者をしてタイの開港公債を担保として九十六億圓をタイ政府に融資するという方針で交渉を開始したのでござります。これはビブ内閣時代でござります。ところが、やつていけるうちに、三十二年の九月になりまして、サリット元帥のクーデターが起つて、そこでポイント・サラシン内閣が一時ちよつと成立いたしました。それから次いでタノム内閣が成立したのでござります。ところがそのタノム内閣のときの三十二年の五月に、向こうの方から、日本政府の三十二年一月の今申し上げました案は受諾できない、今度はタノム内閣で工業大臣になりましたクリット工業大臣が本件の交渉に当たるといふことを言つてきた。そこで、クリット工業大臣がわが方に申しましたのは、それと同じく五月でござりますが、同じような案でござりますが、九十六億圓を日本側業者がタイ国内に石油所を建設する、その利潤の中から日本輸出銀行に対して元利償還を行なはしめるとともに、九十六億圓相当額を年賦でタイ政府に払う、相当非常にむずかしい案でござりますが、九十六億圓の中から輸銀にも振りし、タイ国も年賦で九十六億圓を

その利潤から得よう、こゝういふ案だつたのであります。そこで、わが方でそのタイ側の案を中心にして検討していろいろうちに、その年の九月になりまして、タイ側から石油精製所設立の問題と特別開港の交渉は切り離したいといふことを申しまして、この案が成立しなかつたわけでもござります。

○横路委員 総理、今、賠償部長から経過についてお話がございましたように、タイは何も初めから九十六億圓は無償でもらうのだと言つていないのです。今明らかにしたように、タイ側と日本側と両方から話が出て、石油精製所について、今お話しのように、開港公社の債券で、それを引き受けるというのです、九十六億圓。ところが、総理、これは初めはこゝういふことではないのです。それがなぜつづれたかといふと、この石油精製所については日本鋼管並びに丸善石油が関連をしておるわけですね。日本鋼管並びに丸善石油はだれをたよつたかといふと、これはビブ内閣をたよつたかといふと、これはビブ内閣の下にサリット元帥とパオといふいわゆる警視總監といふのですか、警保局長といふのですか、警察関係の警察大臣、このパオにたよつたのです。そのパオにたよつたのが、今お話しのように、三十二年の九月の十六日ですが、これはサリット元帥のクーデターによつてビブが倒れ、パオはいち早く逃亡せざるを得ないといふ状態なんです。だから、そこで、ビブがやつていたその日本鋼管並びに丸善石油の九十六億はだめだ、こゝういふわけですね。何も初めから九十六億はただだんて言つていないのです。これは私が申し上げるまでもなく総理

はよく承知なんです。これはそういうことなんです。今賠償部長のお話の通り、これは初めから石油精製工場で九十六億をこの第二条のこの条件に従って話を進めていたのです。そこで、これは、ビブ元帥、パオをたよった日本鋼管並びに丸善石油が思惑違いというのか、こういうタイの国内事情、タイのいわゆる政権の争奪、勢力争い、こういうものから生まれ出ているのであって、何も九十六億が初めてから向こうは間違っていた、全額もろんだなんというにはなっていないはずなんです。

次、通産省の人、だれか来てますか。——それじゃお尋ねしますが、そこで……

○池田国務大臣 今にお答えいたします。先ほど外務大臣が申しましたように、タイの代表がアメリカから歸りに寄って言っておるのがあります。もつたものとわれわれは思っております。それははつきり言っておる。ただ、問題は、われわれももつたものだという説が国民感情としてずっと前からあるのです。ただ、こちらが何ともいたしませんから、あるいはどういふ根拠から言つたのか、これを投資及び貸付という事で日本が聞かないから、貸付の方法で考えられたことであつて、しかし、いずれにしても、まとまりません。結果はそうなんです。だから、そういう片一方の方でいろいろ、日本が聞かないから、その二条通りにやってみようとした努力はございまいし、けれども、これは今のようにもつたものだと思つておるのであるから成り立たない。だから、そういうことがあつたからといったつて、それ

はもつたものだという考え方が初めからなかつたかということになりませんよ。その点だけ申し上げておきます。

○横路委員 先ほど同僚の与党の委員の方から、どうもタイというのはあたりまえじゃないんじゃないかという、こういうお話がありました。が、「元談だ」と呼ぶ者あり、まあ冗談に属する……これは外務省のアジア局で編集をしてあるタイ王国便覧というのが私たちの手元に届いておるわけです。これはどのタイの政治情勢についても書いてあるのですが、一九五七年の八月、まずビブ首相は閣僚の営利企業参加を禁止したのです。そのとき今のサリット総理は富くじ公社の理事長であつたわけなんです。年間二十億バーツといわれているから、大体八十億圓くらいは国の収入にならないで、これは自分のふところに入つて、自分たちの政権確保にやつていた。そこで、ビブ首相はサリット元帥に、お前は閣僚をやめるか富くじ公社の方の理事長をやめるか、どうなんだ、こうして資金を断つとしたわけなんです。これは大事なんです。資金を断つとしたら、大臣よりは富くじ公社の理事長の方がいい、こういうので、サリット元帥以下その関係閣僚は自分たちの政治資金が断たれるためにビブとたもとを分かつたわけなんです。そしてクーデターをやつたわけなんです。ですから、そういう国家企業あるいは民間企業、こういうものについて、この当時サリット元帥はたしか二十から二十五くらい、それぞ

れの民間会社の社長とか重役をしていて、そこで、民間の営利企業参加を禁止されたので、しかも自分の資金が断

たれるのでクーデターを行なつた。そこで、今まで進んできたビブ元帥と片やパオ警察大臣のあと押しでやつていた日本鋼管並びに丸善石油のそういう石油精製工場は、ビブがやつたんだ、パオがやつたんだ、われわれの政敵がやつたものについて、絶対認めるわけにいかないというのが、ずっと交渉が続けられてきた石油精製工場についてこれが御破算になつた点なんです。

そこで、もう一つ問題があるから通産省の方にお尋ねしておきたいのです。が、富士車輻とタイの国防省との間の石油精製工場の建設の問題についてお尋ねをしたい。富士車輻の代理店は、サリット元帥、現在のタイ首相のイースタン・インターナショナル・ディベロプメント会社内にある。その富士車輻と国防省とはたしか七十六億圓について石油精製工場建設の協定ができた。ところが、この点については、通産省がプラント輸出について許可をしない、日本輸出入銀行はそれについて保証をしない、こういう問題が起きて、富士車輻と国防省との間の石油精製工場の交渉はだめになつたわけなんです。これは、サリット元帥が三十二年の九月にクーデターをやつて、翌年の三十二年四月十八日に富士車輻と国防省とはそういうふうに七十六億圓についての石油精製工場の建設に関する協定ができたのに、通産省がプラント輸出を許可しないために御破算になつた。そうすると、この第二条の「合意される条件及び態様に従ひ、九十六億圓を限度額とする投資及びクレジット」という点は、通産省がまずこの点

は三十二年四月十八日に協定が成立を

しているのにこれを許可しないということになつたのだが、このことは、私は、今回の九十六億圓を無償でよこせという一つの根拠になつていないのではないかと。この点は、伊藤さん、あなたも通産省の閣僚の責任者なのかどうか私わかりませんが、三十二年四月十八日サリット元帥が実権を持つている国防省と富士車輻とが石油精製工場について話をきめたのに、あなたの方でプラント輸出を許可しなかつたというのはどういう理由なのか。わかんなければわからぬで、わからぬと答弁していただいてもいいですよ。

○伊藤説明員 私、当時担当しておりますが、私の承知しておりますところでは、富士車輻の五千パーレルの精製所の建設は特別円とは無関係と思われる、従つて、一般の延べ払い輸出の条件には合わないということで、輸出を許可しなかつたというふうに承知いたしております。

○横路委員 伊藤さん、先ほど私ちと読み上げましたタイのサイアム・ニコーンという新聞の昭和三十三年七月一日ですが、「日本政府が保証を拒否したため、——サリット元帥が国防省の実権を握つていたのですから、——サリット元帥は内閣及び国防省に対しラバ・サコン・セタキット会社と富士車輻との精油所建設契約協定の改訂を要求する計画とのことである。陸軍動力局長ナローン中将は、ワシントンにサリット元帥をたずねた際、日本の輸出入銀行が日本政府より保証を得られなかつた等の新事態が起こつたことを話したと伝えられ、——」という点がございしますが、私がこの問題を取り上げているのは、そのタイにおける石油精

製が、片や、ビブからパオ、これは三十二年九月のクーデターで倒れたが、これをたよつてやつた日本鋼管、丸善の日本政府からのいわゆる交渉でやつた九十六億圓の石油精製工場建設はつづけた。片一方、三十二年四月十八日といふと、サリットがクーデターをやつて、アメリカにサリットは静養には行つておられるけれども、先ほどお話がございしましたように、内閣は次々にかわつたが、サリットが実権を持つていた。そこで、富士車輻がそのサリットが実権を持つていた国防省との間に石油精製工場をやつたが、これはつづけてしまつた。これは今お答えがございしましたが、通産省がこれに対して許可しなかつた。輸出入銀行が政府から保証を得られなかつた。この点についてもう少しつまびらかにしていただきたいと思ふ。

○小田部政府委員 この点は、日本側としては、例の旧第二条で九十六億圓の経済協力をするに政治上約束しよつと考へていたわけがございします。が、富士車輻の締結しました五千パーレルの精油所の建設は特別円協定の第二条の実施には当たらないという意向がタイ側から明らかになつた。たとえば、三十二年一月十一日に当時のナラティップ外相から渡沢大使にあてて、国防省は富士車輻に商業ベースで五千パーレルの精油所建設の契約を与えようとしたところ、それは日本の外務省は、はたしてそれは特別円を利用した特別円のこの協定に乗るものであるかと聞いた趣であるけれども、それに対してタイ側の答へは、精油所の建設計画は特別円とは別個の問題である、こ

す。わが方といたしましては、これは特別円と別個の協定である以上、今通産省の御説明のありました通り、延べ払い条件として当時適当なものであるかどうか、そういうふうな判定に基づいて支援を与えなかった、これが実情でございます。

○横路委員 私がお尋ねをしているのは、また私が総理に申し上げているのは、私が申し上げるまでもなく、総理はタイの国情については十分御承知だと思ふのです。これは全くタイというの是一部軍人、政治家が一切の企業を独占をしているわけです。これはそれぞれの関係で重要企業に参加している者がほとんどであるわけです。ですから、そういう意味で、九十六億円について第二条の条件及び態様に従い云々、石油精製工場について話が一度進展して、先ほど私が言ったように、タイの鈴木商務官が大体まとまるのではないかと、そういうような観測等も行なわれたのかかわらず、これがつぶれてしまったというの、そういうタイの政治家、軍人と、率直に言えば、日本におけるそれぞればいぶん、日本にやった者と、サリットをたよった者と、そういう関係、これはタイ国内における商社の諸君のそういうつながり等の関係もあって、九十六億円はつぶれてしまった。そこで、今ごろになつて、九十六億はあれは無償なんだ、こういうことになつてきたのですよ。だから、先ほど総理が言われているように、最初からタイは間違ひであつた、こういう考え方は全くない。これは現地の商社の諸君はみなそう言っていますよ。そういうタイ国の中における、日本とは全く違つて政治家、軍人

が国家企業に全部参加しているというタイの特殊な政治情勢、ピブンからサリットに移つていったそういう特殊な政治情勢の中で、この九十六億円が、第二条でせつかくこういふ協定がありながら、そういうことになつてしまつた。今日、人の話によると、サリットは肝臓がだいふ悪くて、一体いつまでこの政権が続くかわからぬとも言われている。三十年協定をやつた、それが政権が変わつたら、いやまた違ふんだというふうなことが、一体今日のタイのこういふ政治情勢の中で再び起こらないとだれが言えますか。その点が、普通でない、あたりまえでないということになつたのです。いみじくもそう言つたのです。この点どうですか。

○池田田務大臣 先ほど外務大臣がご答へしたように、一九五五年、すなわち三十年の八月に協定を結んで、その年の十二月に外務大臣とあれが日本へ参りまして、これはもうものだとわれわれは心得ておる、こう言つておるのであります。それはタイの事情はございましょう。そして、石油なんかにも、今外務省の賠償部長が言つていられるように、特別円に名をかりような格好をして契約しようとした事実もございましょう。そういうことなんで、あなたのように、石油精製工場の話があつたからこれは初めから二条の適用を受けてやるんだ、こう考へておるのを見るか、あるいは、政府首脳部が日本に米て正式に言つたように、これは結んだときは誤解であつて、——その直後その年の暮れに結んだ人が来ておるのですから、結んだ外務大臣が四カ月たつてすぐまたやつてきて、あれは間違ひで、われわれがもうものだ、こ

ういうので交渉を始めておるのですから、私はこの事実を言つておるわけでございます。

○横路委員 総理、三十年の八月ですか、効力を発生して、そして、すぐその年のうちに来て、あれは間違ひだ、こういふことが普通の国ならば言えるでしょう。また、普通の外務大臣ならば言えるでしょう。ここに私は問題があると思ふのです。この点、今総理大臣もだいふお笑ひのようで、そんなばかな外務大臣なんかあるものではないと思ひだろうと思ふ。憲法上の手続に従つてやつたというのなら、八月に終えて、暮れになつてあれは間違ひだということでは、話にならぬ。

そこで、お尋ねをしたい。この前お尋ねしたのですが、時間がなくてはつきりしませんでしたから、きよりは重ねて聞いておきたい。当時はタイは王國憲法でございまして、重ねて申し上げますが、この憲法の九十二条に、「諸外国と平和条約その他の条約を締結することは、国王の大権である。タイ國領土の変更を規定し又はその履行のために法律の公布を必要とする条約は、あらかじめ、国民代表議会の同意を経なければならぬ」、この協定は、タイ國領土の変更を規定し、またはその履行のために法律の公布を必要とする条約ではございせんか。そこで、この間いろいろお尋ねをしたのですが、これは、いわゆる国王の承認を得ていない、いわゆる国王のサインがない。国王の署名がない。だから、このナラティブ外相は、お前勝手にやつたじゃないか、わが國は知らぬぞ、こういふように言われて、全く困りはて

て、彼は九月以降から、あれは間違ひだ間違ひだ、こう言つておる。そこで、小坂外務大臣にお尋ねをしたのです。この間お尋ねをしなかつたので、あなたにお聞きするのですが、いつ、何月何日に国王が署名しておりますか。

○小坂田務大臣 これはタイ側の事情でございまして、私の件に關しては先般申し上げた通りでございまして。条約に必ずしもすべて国王が署名するといふことは、日本の旧憲法の場合をお考へになつても、そういうことではないといふことはおわかりいただけると思ひますけれども、念のためタイの外務省に照会をいたしてみまして、この前段は、後段の立法院による協賛のある場合と對比して、一般的に国王に代表される行政府に条約の締結権があることを意味したものであつて、一般の立憲君主国と同様にこの権限は包括的に政府に委任されている、従つて、各協定ごとにそのつと国王の承認行為が行なわれることはない、タイの慣行としては、この種の条約は閣議決定をもつて最終的に承認され、憲法上の手続を完了する次第で、三十年協定の際も以上の手続によつたといふことを回答して参りました。三十年協定が憲法上の手続に従つて承認を了したことに付いては、タイ側には何ら疑念はないのでございまして、サリット首相も、当然三十年協定の有効性を認めた上で、この二条協定の改定を求めてきたものであるといふことでございます。

○横路委員 小坂田務大臣、今のタイ國の政府といふのは、サリットが政権をとつたときに戒嚴令をしいたままになつておるわけですか。そして、タイ

王國憲法は停止したままになつておる。タイ王國憲法は停止したままになつて、そして臨時憲法がたしかできておるはずですか。私は、あとで、それぞれの國の憲法上の手続というのではなくて、今度の規定にかゝる協定では、それぞれの国内法の手続というように變つた点につきましてはお尋ねをいたしますが、そういう意味で、今お話のございました九十二条は、諸外国と平和条約その他の条約を締結することは国王の大権となつておる。この間、あなたの方では、第八条を引用されて、たしか国王は内閣を通じて行政権を行使するといふ点を引用されているが、林法制局長官のこの間の答弁、ここに速記録を持っています。が、「タイにおいてすべての条約が、日本で言へば天皇のサインを必要とするか、あるいはアメリカの憲法上に表示するに、場合によつては、あるものはいわゆる行政取りきめとして内閣の権限に属するか、これはタイの国内問題でございしますから、こつちからはわかりません。しかし、いづれにしても、国王の大権であるといふ手続は了したものだと思ふわけでございます。」「こういふ答弁をしては、い、今の小坂外務大臣の御答弁では、いわゆる国王の大権としての手続は終わつていくといふよりは私は私どもは解することができないのであります。その点については、さうでなければ三十年の協定について、この協定は間違ひだ、九十六億についてはいわゆる投資またはクレジットでないのだ、これは無償なんだ、そういうがんばり方は、先ほどから言つていられるように、正常な國と國との外交交渉、

それぞれの憲法、法律に基づいての承認を与えられたという協定について、これが言われるべき筋ではないかと思う。だから、そういう意味で、この問題については私もどうもそういう憲法上の手続について疑義がある。そういう疑義のあるものについて政府の方で一方的に支払っていったということについては、これはいわゆるまずいやり方である、失態である、こういうふうには私は言う。いわゆる憲法の手続上疑義があるのかかわらずこれをこなしてきたということは、池田内閣ばかりではなしに、従前の鳩山内閣から岸内閣といふものは、そういう意味で重大な失態である、こういうふうに私もは考えるわけだ。

○池田内閣 憲法上疑義があるというのは、今の外務大臣の答で、向こうの政府はつきり言ってきたのである。憲法上疑義がないもの、なせ、われわれが労働、資材を投資するといふ二条に対して何を不服を言うのかと言ふと、向こうは、間違いました、こう言っておるのじゃない。向こうが間違いました、こうはつきり言っておるのであります。

○横路委員 重ねてですが、総理大臣、間違いましたって、何が間違いなんですか。

○池田内閣 それは、外務大臣が答えたように、一九五五年十二月に、調印をした外務大臣とリップスという顧問が調印後三カ月から四カ月目に来まして、あれをわれわれはもうものと心得ておりました、こう来たわ

けなんです。それがいいか悪いかわい問題は、それは間違いないか、われわれはそういうことは聞き入れられぬといふことを言つて五、六年を過ごしてきたわけなんです。これは、今までの質疑応答でもって、われわれは向こうに疑義があるから向こうが今度申し入れたというのじゃございせん。もう調印したその人が、自分はこう思つておつたのですから、あれは無償で下さいといふことを三、四カ月後に言つてきておるのですから。

○横路委員 しかし、今総理大臣の言われる、間違ひだつたといふのは何が間違ひなんです。判をついたといふことが間違ひだつたといふのか、それとも、第二条について実は投資またはクレジットといふのはあれはもうものだと思つていたといふのか。その間違ひだといふことが、いやしくも一國の外務大臣が判を押して、しかも皆さんから言へば憲法上の手続ですよ。そういうものを、間違ひましたで済むのですか。一國の外務大臣がそれぞれの国の憲法上の手続に従ひ、タイの憲法上の手続に従つてやつたものを、それを間違ひだなんといふことは、その間違ひであるという点はわれわれとしては絶対に了解できない。間違ひであるといふのは、間違つて判をついたといふのか、第二条の解釈が全く間違つていたのか、その点を明らかにして下さい。

○池田内閣 それは、間違つて判を押したのじゃございせん。判を押したのは事実が残つてゐるのですから、これは間違ひがない。ただ、二条の解釈で、もつたものと思ひまし

た、これは思ひ違いです。間違ひです、こう言つてゐるのです。そのことの善悪を言うのじゃないのです。

○横路委員 しかし、外務大臣、これは総理にお尋ねした方がいいのです。総理、これはどこに間違ひのですか。「日本国は、両国間の経済協力のための措置として、合意される条件及び懸念に従ひ、九十六億円を限度額とする投資及びクレジットの形式で、日本国の資本財及び日本人の役務をタイに供給することに同意する」、この投資及びクレジットの形でやるということ、いやあれはもつたやつもりだつたんですが、それは大へんですなと、こういうことを、一國の外務大臣が判をついて、しかも外務大臣が判をついたばかりではないのです。自分の国に行つて、そうして憲法に従つて手続をやつてゐる。こういうやり方といふものはまさに前代未聞です。こういうやり方に対して、総理がこれを認めて、そうしてやるということ、これはビルマの賠償問題その他東南アジア各国に対する経済協力の問題で私は重大な支障になると思ふのです。それでないですか。ここに「投資及びクレジット」といふように書いてあるじゃないですか。総理、どうですか。あなた、一國を代表して外務大臣が判をついて、憲法上の手続を終えて効力を発生したといふものが、あれは解釈が間違つていたなんて、どこに間違ひがございしますか。

○池田内閣 それで、われわれは数年にわたつて、間違ひといつてもおかしいじゃないかと言つて参りました。先ほど申しましたように、その年の十二月二十四日にナラティップ外相

は国連総会の帰途来日し、日本政府当局と約一カ月にわたつて協定第二条の実施に關し交渉を行つたが、ナラティップ外相及びリップス顧問は、九十六億円は資本財及び役務の無償供与であると主張する、わが方は、本件経済協力は投資及びクレジットの形式で行なわれるものであるから償還を前提とするものであるといふので、これですつとやつてきたわけなんです。そこで、これは間違ひだつたと言ふとき、間違ひだつたんだが前の方の責任だといふて、いつまでもほうつておるかといふ問題。いつまでもほうつておるか、そのときに、向こうが、これは間違ひで、とにかく下さいませんか、こう言ふ場合に、そこがいわゆる大所高所から考えなければならぬといふのが日本の置かれた外交でございませう。(越権だと呼ぶ者あり)そこで越権と言はれるが、私は大所高所から判断して国会の御審議にかけてゐる。こうやつた方が、両国間のみならず、将来の日本の発展のために、日本が得るだけのことをしてやつて、タイとの今の経済関係をもつとと広くした方がいい。私は、十億円の金は国民の税金でございしますから借しゅうございしますが、片一方で、一ぺんに九十億も出して事業をして、その事業がどうなるかわからぬ、九十六億円の元も子もなくなるとは思ひませんが、なかなかむずかしいことも考えなければならぬし、それならば、金額を少しづつ長い間て払つていった方が国のためにもいいのじゃないか。ことに、一年に二百億圓くらいの輸出超過になつてゐる。これを考えると、もしこれをやらずに、二百億圓の輸出超過でなし

に、日本はトウモロコシを買わなければならぬが、向こうは日本から輸入する一億二千万ドルといふものをよその国から買つてきて、お前はあれのものを買わなければならぬという主張はできません。こういうことを考えたときに、月に十億圓、しかも九十六億圓は何とかしてクレジットまたは投資の形式でしなければならぬといふ二条があることを考えますと、どの道が一番いいかといふことを大所高所から考える。お前ら間違ひだからおれは知らぬといふことを日本という国は言える立場じゃないんじゃないでしょうか。

○横路委員 この問題は、今総理のおっしゃる通りに、大所高所論といふことでやるのが至当だといふ意見には、われわれは賛成できない。なぜならば、この問題は国と国との条約でできちつと、「九十六億円を限度額とする投資及びクレジット」と形式的になつてゐる。それを、これは全部払うのだ、こういうことにする。そういう態度は、これからのビルマの賠償交渉の問題や経済協力や、それから東南アジアに対する経済協力の問題で非常に私は悪影響を来すと思ふ。国と国との契約で協定できちつとしてゐるものを、こういふように、相手の国が一方的にそういう解釈をしたから、だからそれには従わざるを得ない、そういうやり方は私は不当だと思ふ。

そこで、委員長にお願いをしたい。これは委員長にお願いをしたいのです。が、ほんとうにタイがこの三十年協定は間違つていたと言つてゐるのかどうか、三十年協定の九十六億を投資及びクレジットにする、こういうことは、

○池田内閣 委員長、これは、間違ひだつたといふのは、一國の外務大臣が判をついて、しかも外務大臣が判をついたばかりではないのです。自分の国に行つて、そうして憲法に従つて手続をやつてゐる。こういうやり方といふものはまさに前代未聞です。こういうやり方に対して、総理がこれを認めて、そうしてやるということ、これはビルマの賠償問題その他東南アジア各国に対する経済協力の問題で私は重大な支障になると思ふのです。それでないですか。ここに「投資及びクレジット」といふように書いてあるじゃないですか。総理、どうですか。あなた、一國を代表して外務大臣が判をついて、憲法上の手続を終えて効力を発生したといふものが、あれは解釈が間違つていたなんて、どこに間違ひがございしますか。

○池田内閣 委員長、これは、間違ひだつたといふのは、一國の外務大臣が判をついて、しかも外務大臣が判をついたばかりではないのです。自分の国に行つて、そうして憲法に従つて手続をやつてゐる。こういうやり方といふものはまさに前代未聞です。こういうやり方に対して、総理がこれを認めて、そうしてやるということ、これはビルマの賠償問題その他東南アジア各国に対する経済協力の問題で私は重大な支障になると思ふのです。それでないですか。ここに「投資及びクレジット」といふように書いてあるじゃないですか。総理、どうですか。あなた、一國を代表して外務大臣が判をついて、憲法上の手続を終えて効力を発生したといふものが、あれは解釈が間違つていたなんて、どこに間違ひがございしますか。

これは間違いないだが、間違っていたのだと言いかどうかは、ちょうど幸い当時のタイの總理大臣であったビブンが新宿区弘方町の元種積重遠邸におりますから、これはやはり国会に一つ参考人なり何なりとして呼んでこの間の経緯を明らかにする必要がある。これは一つ委員長にお願いします。

〔発言する者あり〕

○森下委員長 理事会を開いて協議をいたします。理事会を開いてよく協議をいたします。

○横路委員 私の要求についてと云って下さい。何の協議をするかわからないです。委員長、私の要求についてと云って下さい。もう一ぺん言って下さい。

○森下委員長 申し上げます。横路君、委員長が申し上げました。理事間においてよく協議いたしました。あなたの要求を協議いたします。

○横路委員 それでは、この点は、今委員長からお話ございましたから、この三十年協定の第二条のこの点は、こう簡単に、相手の国が間違っていた、だから、それを五年しんばうしたとか六年しんばうしたといふは、それを直していくというやり方は、国と国との外交あるいは条約の問題であるからといふても非常な将来の悪例になるから、そういう意味で、これは今委員長からお話ございましたが、理事会でぜひ一つ特段私どもの要求が通るように御配慮をいただきたいと思ひます。

そこで、これは外務大臣にお尋ねしますが、この今回出されてます、特別出問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の

の第七条です。今度は、「この協定は、日本国及びタイによりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならぬ。」となつてゐる。前には憲法上の手続となつてゐたが、今度は国内法上の手続というが、日本ではどういふ国内法の手続なのか、タイではどういふ国内法の手続なのか、その点一つ明らかにしていただきたい。

○小坂國務大臣 お話のように、三十年協定には、「憲法上の手続に従つて」と書いてございまして、今回の協定には、「国内法上の手続に従つて」承認すると書いてございまして。しかし、この間には何ら本質的な相違はないわけでございます。すなわち、三十年協定の際には、タイ王国憲法に条約締結手続の規定が存在したのでございまして、現行の臨時憲法にはこれに当たる規定がございせん。そこで、国内法の手続という表現をとつておる次第でございまして、なお、タイは現在条約手続については實際上旧憲法の規定を準用している、こういうことでございまして。

○横路委員 今のお話で、あれですか、外務大臣、これはあと非常に大切なことになるから聞いておくのです。が、今のお話では、この国内法の手続というのはタイの王国憲法の規定を引用してやるというのですか。

○小坂國務大臣 これは規定を準用しておるわけでございます。王国憲法の規定を準用しておるわけでありまして。しかしながら、現在ある臨時憲法にはこうした手続の規定がないわけですから、従つて、国内法の手続といふふうに書く方が正当であるといふことであります。

○横路委員 外務大臣、タイ王国憲法は停止しているんですね。これは効力がないんですよ。停止しておる。そこで、今クーデターのもとにおけるそういう政権で、あなたもこの前辻原君に間違つてあとの答弁をしてゐるんだが、今の臨時憲法についてはそういう規定がないから、今停止しているタイ王国憲法その条約締結についての規定を準用するといふのですか。あなたの今の答弁ははつきりしないのです。

これはあとまた協定について効力が発生するかどうかといふときに問題が起きます。この点について明らかにしてもらなければならぬ。国内法ならばどういふ国内法なのか、その点明らかにしてもらいたい。

○中川政府委員 私からかわつてお答えいたしますが、今外務大臣の言われた通りでございまして、この点につきましては、今外務大臣の言われた……

〔発言する者多し〕

○横路委員 委員長、注意して下さい。全然聞かえない。委員長、注意して下さい。

○森下委員長 静粛に願います。

○中川政府委員 今外務大臣のお答えになりました通りでございまして、これはタイ政府に念のため確かめまして、現在臨時憲法であつて、臨時憲法はきつめて簡単なものであつて、要するに、新しく憲法を作ることを主として書いておるのでございまして、制憲国会といふようなものを書いておるのでございまして、条約の批准あるいは締結にあたりましてどういふふうにしてやるかといふことの規定を欠いておるわけでございます。

従つて、臨時憲法には条約締結についての規定はないが、この点は、従来の旧憲法すなわち王国憲法、改正王国憲法、あの九十二条の規定を、要するにタイの慣習法といつたしましてこれをそのまま踏襲して条約の締結に当たつておる、こういう返事でございまして。従つて、そういう方法によつて向こうは旧協定と同じ手続によつてこれを承認するといふことになるわけでございます。

○森下委員長 横路君、ちょっと窓をあけて空気を入れます。——では、質疑を続行いたします。

○森下委員長 静粛に願います。横路君。質疑を続行いたします。

○横路委員 第七条は、前の協定では、それぞれの国の憲法上の手続、これらなることとなっております。今度は、それぞれの国内法上の手続によつて承認されなければならぬとなつており、これは大きな変わり方なので、従つて私がこのことをお尋ねしているわけ、その点は当然この条約について審議をする場合には問題にしなければならぬところなので。特に、私が先ほどお尋ねをした結果、外務大臣並びに条約局長の御答弁では、今のタイの臨時憲法では条約締結についての締結といふことについて規定がない、従つて、タイ王国憲法の規定を準用するのだ、こういうふうに私たちが聞いたわけ。ところが、タイ王国憲法といふものは停止されているわけ。これは廃止と言ひのうがほんとうはいふのかもしれない。ですから、そういう意味では、この国内法上の手続といふのは何か別途

に国内法上の手続があるのかどうか、もう一ぺん聞いておきます。

○小坂國務大臣 今申し上げましたように、現在のタイは条約締結の手続については實際上旧憲法の規定を準用しておる、こういうことを申し上げました。その根拠は何か、こういう横路さんの御質問だと存じますが、これは先方の憲法上の運用のことでございますが、私も先方に聞きましたところでありまして、第二十条に、本憲法の条文に規定されていない場合は民主政体としてのタイ国の行政慣習に基づき決定されるというのがございまして、これによるのであるという説明でございまして。

○横路委員 私は、けさ午前中からお尋ねをしましたが、問題の一つに、昭和二十年九月十一日付のタイ国から日本に対する日・タイ軍事同盟並びにそれに連なる一切の条約、協定、特別円決済に関する両国の大蔵省間協定、これらは全部終止したものとみなすという通告がある。この点について、私どもの考え方は、従つて、二十年九月以前のものも全部消滅したのである、なお、敗戦国相互間の請求権については消滅をしている、こういう点が私どもの主張でございまして、それで、当時、条約局長、おられますが、ここに公にされた本に、午前中に私が申し上げましたように、当時のアジア局の第四課長の服部氏がわざわざ政府側の見解として署名入りで出てきておるわけですから、従つて、先ほど私は委員長に、ぜひ一つ証人として出てきてもらいたい、こういう要求もいたしました。さらに、第二条について、九十六億円を限度とする投資及びまたはクレ

点を求めておくことが私は必要であつたと思うが、この外交上の手續として

はどういうふうにお考えになりますか。

○中川政府委員 一致点を求めるという御趣旨がちゃんとわかりかねますが、われわれはわれわれの解釈の方に向こうを一致させようとしていろいろやつたのであります。ただ、それが一致しないためにこれが五年間続いておりますわけでありませう。

○岡田(審)委員 しかし、あれでございませう、一致しないために交渉したわけですが、しかし、先方の意見がこういう意見であったということは、こういふ今度の条約の改定が行なわれて、前は皆さんの方の外務省当局としても、これは、いわゆる投資またはクレジットの形で、簡単に言うると貸すんだ、こういうものであったのが、今度は与えるのだ、こういうことになるわけですね。与えるということはタイ国政府の方針通りになったわけですね。とするならば、タイ国の政府がかねがね自分たちの解釈は間違ひでありましたということを言っておったことについて、ここで外交交渉上明確にしておきませんと、この点は、あとの交渉を進める場合において、実施上の問題になつて参りますと、また問題が起る危険性があると思う。私は外交文書においてその点を確認しておくことが大切であつたと思うのですが、なぜそのような手続をお取りにならなかったか、この点を伺いたい。

○中川政府委員 昭和三十年当時、われわれは、われわれの解釈の方が正当な解釈である、タイ側の解釈はそれこそ間違つておると考えたわけでありまして、従つて、その間違つた解釈を認めるというよりなことは取り得なかつたわけでありませう。また、そういうことは決して必要なこととは思つていなかったわけでありまして、何かお尋ねは、今度変わりましたことに関連して、今度新しい協定ができますことに関連して、そういうタイ側の解釈が昔からあつたならば、そのときなぜその点をはつきり確かめておかなかつたかというふうな御尋ねでございませうが、そのときは、もちろんタイ側の解釈は採用するというつもりはなかつたわけでありまして、五年間その解釈の採用をしないで交渉が続いておつたわけでありませう。今回どうして実質的にはタイ側の解釈と同じようなことになつたかという点は、これは、総理大臣が先ほどから申されておられますように、政治的な高い立場からの外交的判断でなされたわけでありませう。

○岡田(審)委員 先ほど中川条約局長は、外交交渉の席上そのような発言があつたと言われる。といたしますと、外交交渉というものは、当然、相手の方が話しをして、それに対してあなたの方がお答えになる。そのことについて、は当然その限りにおいての会談の記録というものはあるのです。こういうことは先ほどお話しになりましたね、条約局長。その会談の記録というものは、その日の記録については両国の間であつて確認をされているわけですね。当然これは確認されていると思ひますが、どうですか。

○中川政府委員 外交交渉をどんなふうな方法でやるかという問題になるわけでございますが、いろいろのやり方があります。正式会議でありますれば、大抵のやり方として、そのときどういふことを双方の代表が言つたかといふことをちゃんと記録にとりまして、こういうことであつたといふことを両方であつたためてそれを再確認するといふことをやりまして、いわば合意議事録式のものを残すというのが合意のやり方でございます。しかし、一対一で、たとえば普通の外交折衝をしておりませうは、なかなかそういうことをするひまもなければ、するのが適当でないといふこともあるのであります。しかし、必ずそのとき、自分の方から言ひ、向こうはこう言つたといふことを自分側では記録をとるのであります。同じようなことを大抵常識的には相手方もやはり記録をとつておる。その記録をお互いに見せ合つて、お互いの確認を得るかどうか、確認を得る必要がある場合に、そういう確認をとることもありますが、大抵普通の外交折衝ではそこまでの記録をばやらない。自分のところの記録をとつておいて、将来の証拠にして置くといふのが普通のやり方であります。

○岡田(審)委員 なぜ私この点をいろいろと伺うかという、こういうことなんです。あなたは御存じのように、翌年です、三十一年の一月のたしか九日からだと思ひますが、二十七日まで、実施細目についての正式会議といひますか、外交会議をやつておられるわけですね。そういう会議の席上においてその発言があつたならば、当然その会談の上における記録というものは合意され残つておられるであらう、こういうことをわれわれは考えざるを得ないわけですね。ところが、そういう会議ではなくて、今までの中川さんの答弁は、われわれが推測するところ、そういう細目の会議をやつたという性質のものじゃ

なくて、全部、初めから引き続いて同じ性格の打ち合わせといひますか交渉をやつた。それで、双方の意見がどうしても一致しないで、その意見が一致しないままワン・ワイ外相は歸つた、こういうのが経過でございませう。

○岡田(審)委員 それでは、この問題はあまり重要な問題でもありませんから、次に入つて参りますが、しかし、池田総理もお聞きのように、これは、外交交渉といへば外交交渉であるから、外交交渉といへば外交交渉であるから、多分に非公式なものの発言であつた。この非公式のものの発言を、ことさらに非常に大きく強く強調されるということになりますと、特に何か総理が言われたということになりますと、外交上の問題として非常に権威を持つわけですね。そういう点から言つて、われわれは、総理がことさらにこれを例に出されるというところは、事外交上の問題である、どうかと考へる。こういう点から考へて、総理からも一度この点についての御感想を伺つておきたいと思ひます。

○池田内務大臣 私はその当時の手続、形式等は存じませんが、ここで答へたいとしておられますのは、外務省並びに外務大臣の報告を讀みまして、そしてお答えしておられるわけでございます。

○岡田(審)委員 午前中から、横路君の質問に対してだいたいいろいろ重要な御発言があつたわけでございますが、この点を二、三、整理、要約をいたしまして何つて参りたいと思ひますけれども、第一点としては、横路君の質問の最初の部分で、戦争が開始されると同時に行なわれた日本とタイ国とのいわゆる軍事同盟条約、日・タイ同盟条

て言うのは言ってもいい。あなたの御感想ですからいいけれども、私の言っておるのは、必ずしもあなたの発言を否定しているのではない。特別円勘定という勘定それ自体は条約の破棄によつてなくなつたのでしよう。あなたは十五億という金額を勘定という言葉であまいにしよつとされておるわけですね。そのお金の金額それ自体は、これを払うべきか払わざるべきかということは、私がこれから質問すべき問題です。しかし、問題は、勘定それ自体はなくなつたんだ、政府間協定がなくなつたのですから、勘定それ自体はなくなつたと解釈せざるを得ないじゃありませんか。あなたの今の御答弁、長長といきさつを言われるが、条約上の御答弁でお話し願いたいと思うのです。

が、条約が破棄になったから、その勘定それ自体、その費目それ自体はなくなったということじゃありませんか。そこで貸借関係があるかないかは別問

題ですよ。これは私これから議論する問題ですが、条約上から言えばその勘定それ自体はなくなつたということになるのじゃありませんか。どうですか。

○中川政府委員　日本銀行に帳簿がありまして、その帳簿にタイ政府の名義でお金を書いてあるわけでありませう。その帳じりが十五億というものが書いてあるのでありまして、これを私は勘定と言っておるのでありまして、この勘定はやはり現実に残っておるのでありまして、ただ単に十五億という数字が書いてあるのではなくて、タイ政府を債権者とする格好で勘定が帳簿にちゃんと残っておる。これは現に残っておると見ざるを得ない。これがなく

なつたとは言えない。なくなつたのは、これが国際決済に使われるという特殊な性格が援用できなくなつた。そういう意味では性格が変わつたと言えましよう。しかし、債務といふは、勘定はやはりそこに厳然としてある、こゝうのが政府の立場でござい

ます。
○岡田(春)委員 私がなくなつたといふ言葉で言つたからといって、あなたそこら辺に藉口して言われるが、まさか勘定がなくなつたから日本銀行の帳簿にあるのを消しゴムで消したと言つてゐるのじゃない。一切の効力を失つたといふことを言つてゐる。私の言ふのは、政府間協定に基づいて権利義務といふものは喪失したのだ、こゝういふことを私は言つてゐる。金額はあつてもその権利義務関係といふものが喪失をしたのだ、そのことを言つたので、消しゴムで消したといふことを言つてはいはしない。それは、勘定といふ名目で言おうと金額といふ名目で言おうと、そんなことはどつちでもいい。私の言つてゐるのは、債権債務の関係がなくなつたのだ、それは条約それ自体がなくなつたからなくなつたのじゃないか、こゝういふことを言つてから申し上げておるじやありませんか。

總理大臣、あなたは数字にも詳しい方です、この点は一つ總理大臣から統一された見解を伺つておきたいと思ひます。
○池田國務大臣 今の特別円決済勘定、いわゆる特別円の勘定といふのは、出入りでございますね。出入りをする口座がなくなつたけれども、特別円勘定じりといふものは残つておるわけです。私はあまり詳しくございませ

んが、そういうことで、これから、これにどんどんつけるぞ、日本が払うときには借り方です、日本が物を買つたときには貸し方につける、こゝういふ約束の勘定といふものはなくなつた。今までのしりは残つておると私は思ふ。だから、今までのように、タイから買つてきたのは貸し方につけるし、日本が払つたものは借り方につけるといふ勘定はなくなつた。しかし、今やめましたが、やめたからといって、消しゴムで消したといふのではなく、しりはまだ残つておるといふことであります。

○岡田(春)委員 池田總理大臣のお考へは、このことはよくわかりました。今池田總理が前段に言われたように、戦争中のように勘定それ自体が動いておるといふことは、これは停止しますね、破棄ですから、これはお説の通りです。しかし、問題は、あなたはいふことに表現を使つたが、帳じりといふことになるわけだから、それでいいと思ふ。この帳じりのしりの金額の数字です、ね。これは、あなたの御解釈だと、そのしりそれ自体は法律的に有効なんだから、こゝういふ解釈をおとりになつておる。ところが、われわれから言つて、こゝういふ變動をして動いてきた結果は、政府間協定に基づいて動いてきたのではないか。その政府間協定それ自体が済んでしまつたのだから、一応破棄されたのだから、そのしりの方も当然それによつて債権債務関係といふものはなくなつたのではないか。特に、この債権債務関係といふのは、国内上の帳じりといふこと、これは總理の得意の方のあれですが、国内上の帳じりといふことならばそれは言えるかもしれ

ない。しかし、国際関係の権利義務に關する基本条約について、いわゆる権利義務の關係を向こうから破棄したといふことになつて参りますと、国際間の貸借關係といふのは同時にそれで破棄されたと見るべきではないか、国内上の帳じりはあつても、国際間といふものはないことになるのではないかといふ解釈もできるわけですが、その点について總理大臣の御意見を伺ひたい。

○池田國務大臣 国内的に申していきましよう。あなたと私とでいろいろ取引して整理するようにしましよ、こゝういふ契約をします。しかも、その分は、円がデフレイトしてはいかぬからアメリカのドルにリンクしよ、こゝういふ契約をしておるわけですが、それで、物を買つて払つたりしてゐる。そして、こゝういふ買つて払い買つて払い、帳面でツケでやることはやめようといふことになつた。そうすると、こゝういふツケの取引はやめましたけれども、過去において私があなたから物を買つて、あなたに金約款の條件をつけた分を、あなたが破棄したからといつて、それなら今までの分も全部おれは払わぬぞ、十五億借りがあつたけれども払わぬぞ、それで通りますか。通らぬでしよ。そこで、國際間におきましても、タイがあつたことを言つたからといつて、君はやめたんだからおれは今までの分は払わぬぞと言つたら、不当利益になる。こゝういふことは、敗戦國の間は全部だめだといふことは、これは何か服部君が言つたとかいふお話ですが、これは國際法の原則があるわけじやございせんよ。

お互ひの考え方であるのであつて、向こうが破棄したから、前のいわゆる勘定じり、帳じりも全部破棄したんだといふのは、少し虫がよ過ぎて、こゝういふ議論は日本とタイとの間には通らぬのじやないか。詳しくは法制局長官からもつと法律的に答弁させます。

○岡田(春)委員 總理の御答弁で国内の例をお使いになりましたから、私も国内の例でやりますしよ。この点も、今あまりこまかくやるつもりはなかつたんだけれども、總理が、国内で、あなたと私、——あなたが私にお金を貸すなんて珍らしいことだけれども、(笑聲)えらいことなんだけれども、しかし、貸すといふたつて、私は、あなたから、自民黨の總裁からは借りませんよ。その点は余議だからいいです。それでは何いですが、これについて、途中であなたが打ち切ると言ひますね。そのときに、打ち切ると言ひますね。だけ返して下さいといふことを言うのがあたりまえじやありませんか。國內關係ならそれでしよ。こゝで帳簿は打ち切りますよ、それなら、あとは残額十五億円あるから、いすればいただきますよと言ひのがあたりまえじやないですか。それでしよ。それを、破棄通告のときには、十五億圓いたいただきますよといふ何らの通告もタイからはなかつたじやありませんか。破棄通告は何も言つてないですよ。勘定を破棄しますといふことを言つただけです。十五億圓は留保するといふことは、そのときに國際間で言わなければならぬ。これは言つてないじやないですか。

○池田國務大臣 これは、今までのように、ツケ勘定でいきましよう、この口座にやつていきましよう、この口座のやり方は、同盟条約を結んで戦争しておるときのものでから、こゝういふツケ方は、やり方はやめましよう。そのときに、あの十五億を返してくれと言わなかつたから、君は債権を破棄したんだ、これは私はちよつとどうかと思ひます。

○岡田(春)委員 これは条約解釈ですから、私はこゝういふことを言つておるのです。いわゆる世人の常識上の問題を越えてゐるのです。これは國際間の關係ですから、破棄通告をして、その場合に、債権の請求權の留保をしてないところにもむしろ問題がある。問題はそこにあるんですよ。ここに松本俊一さんといふ優秀な外交官もおられるが、請求權については、破棄宣言通告をすると同時に請求權の留保をするのは、これは國際法上常識ですよ。通念ですよ。こゝういふ点、請求權について破棄をしましよといふことを言ひながら、あなたのおつしやるように、どこか一ぱい屋に飲みに行つてツケで貸してくれ、ツケの勘定はこゝで打ち切つたんだから、あとどうされるというよるな、国内で一ぱい屋で飲んだときの話を國際間に使われたら、われわれは困る。國際間においては、請求權の留保といふのは當然あるじやありませんか。その証拠に、どうですか、ここに松本俊一氏もおられますが、同じだなんておつしやるけれども、先ほどの配付された金塊の資料なんかについて、○・五トンはイギリスに行つた。イギリスに行つたときに何と言つていますか。これは占領中ですよ。タイは、イギリスに行つた分については請求權を留保しますとはつきり言つてい

る。請求権を留保するという事は、はつきりしているから、今払わなければならぬのでしよう。条約の破棄の宣言をやつておりながら請求権の留保をしなかつたら、これは条約上請求権に對して留保というものは行なわれていない。条約上そうなる。あなたは国内上の飲み屋に行つたときのツケの勘定の式に國際關係を言つて、あなたそればかり言つてゐるとは思わなければ、國際間の條約においては、先ほどタイの金塊の〇・五トンの例を考へてもおわかりの通りに、請求権がある場合には、請求権を留保しますとはつきり言つてゐる。今度の場合は請求権の留保をしてゐない。これは一体どういふわけか、伺いたい。

○池田國務大臣 そのことは内容が違ふやうにございせんか。タイのものを日本がよそにやつたというときには請求権を留保します。タイに返るべきものをよそにやつたときには、タイは自分のものだからというので請求権を留保するのは當然のこととございませう。ただ、今のは、特別円勘定という決済方式の條約でございませう。特別円勘定というものは決済方法であつて、權利の得喪の問題じゃないでございませう。確認の方法の問題でございませう。だから、この勘定の仕方の方を方法をやめようというときに、今まで発生した債權債務が、勘定の方法をやめるからといってそれがすぐなくなるという解釈は出てこない。

○岡田(審)委員 總理、もう一点だけ伺います。その点は、それにしても、タイ国から見れば、これはタイそれ自身のものと思つてゐるわけですよ。当然そうでしょう。だから、金塊と同じ

ことですよ。向こうから見れば、当然同じ請求権があると思つてゐる。それじゃなせ請求権の留保をしてゐないか、こゝういふ問題がある。同じことじゃありませんか。これとあれとは違ふのだというところは答弁にならないですよ。

○池田國務大臣 十五億円の特別勘定のうち、日本が一方的にその十五億円を十四億円として特別勘定をよそにやつたとしたら、向こうは請求権を留保します。よそにやらない、帳面についた帳じりをそのまま置いておるので、向こうは別に請求権の確認の訴訟も何も起こしません。これは當然でしよう。

○岡田(審)委員 これはまだ私は納得いたしません、留保いたしておきませう。續いて、先ほどから勘定残高十五億あつたという話を再三答弁されるわけですが、これは總理じゃなくて事務當局に伺ひませう。この勘定残高十五億というものは、中川さん、これは戦争中の軍費の残でございませうか、何でもございませうか。

○中川政府委員 十五億円は、軍費のほか貿易じりその他あらゆる決済が入つておるわけとございませうが、分量から言つて、軍費が結局その非常に大きな部分であるといふことが言えると思ひます。

○岡田(審)委員 それでは、軍費と軍費以外のものとの比率はどのくらいになつておりますか。

○中川政府委員 實際の割合は、大体九割五分程度軍費でございませう。

○岡田(審)委員 それでは、十五億円の中で、軍費は九五%、残る五%、約

七千五百万円が貿易上の決済であつて、十五億から七千五百万円を引いたものが軍費である、そういうことでよろしゅうございませうか。

○小田部政府委員 前に申し上げました通り、その十五億円のうちの十四億幾らが軍費でございまして、その他は貿易じりとかいろいろその他のものからなつておるわけとございませう。

○岡田(審)委員 それでは、十五億円の大半が軍費であつた、こゝういふわけですが、この点に關連してもう少し質問して参りたいのですけれども、これをしてゐると、あと五時半までというのでやれませうから、ほかの前提の問題に入つていきませう。

先ほど配付された資料を拝見しますと、これは資料を見なくてもわかりますが、協定の中で第三条に關する部分、第三条の(1)、(2)、(3)は當然請求権があつたといふことですから、これは戦争中のものであるけれどもこれは請求権は持つておつた、有効である、政府間協定に基づいて無効になつたが、この書簡並びにこれらの請求権ですが、これらの点は協定上有効である、第三条の(1)、(2)、(3)、これらはすべて、具体的に申しますと、ここに第三條の第二項、(a)(b)(c)という書簡がございませう、これは有効である、こゝういふように法律上、条約上有効であるといふことに解釈して決済されたわけなんでございませう。その点はどうか。

○中川政府委員 現行協定の第一、第二、第三各項に掲げてありますタイ側の請求権、これは有効であるといふことで、この三つの項に掲げております

請求権を、タイ側はこれで満足したといふことで、これに對する權利を放棄しておるのでございませう。なお、念のため、この第一項でございませうが、これはいろいろ大蔵省間の協定とか大蔵省と銀行との間の協定とか掲げておられますが、これはその協定が有効であるといふのではなくて、その協定に基づいて日本銀行に設けられておるその勘定、その勘定に對する請求権であります。

○岡田(審)委員 わかりました。それでは、三条の一項は、その勘定が有効である、それから、三条の(1)、(2)、(3)は、この書簡それ自体が有効である、書簡に基づく債權債務ですか、そゝういふことになりませう。

○中川政府委員 そゝういふことでございまして、このおのおの項目に基づいてタイ側の請求権といふものをこゝで有効と認めて、これを放棄させておるわけとございませう。

○岡田(審)委員 (3)の金未引渡分に對するこれも有効である、こゝういふ解釈になりますね。

○中川政府委員 そゝういふことでございませう。

○岡田(審)委員 それでは、よくわかりました。そゝうすると、第三条の(1)、(2)、(3)は、ただいま条約局長の言われた通りに、有効であつたものとして、請求権があるものとして交渉がされて妥結された、こゝういふことに解釈してよろしいか、この点重要ですが、もう一度確認願つておきます。

○中川政府委員 その通りでございまして、その三つが合はりました、五

十四億円といふものになつたわけとございませう。

○岡田(審)委員 わかりました。それから、先ほどの、これは古い協定だからちよつとあれなんです、先ほどのお話では、あなたの御答弁では、同盟條約、協定、賞書並びに金への振りかへに關する了解事項、決済に關する了解事項、これら、いわゆる金約款に關するものも破棄されたと解釈してよろしいのですか。

○中川政府委員 金約款に關するものも九月十一日をもつて失効した、かやうに考へております。

○岡田(審)委員 それでは、三十七億の算定といふのは、金約款に基づくものではない、——いわゆる四千四百万円です。先ほど横路君が朝からだいたいやつたその点を、時間がないから要約して今申し上げてゐるのですが、五十四億円の算出の基礎になつてゐる三十七億円、この三十七億円はどうして出てきたかといふと、四千四百万円という金売却分の未引渡分といふか、未決済分です、この四千四百万円が三十七億円になつたといふのは金約款の適用ではない、こゝういふように解釈してもよろしゅうございませうか。間違ひございませうか。

○中川政府委員 九月十一日をもつて失効した金約款を當てはめて三十七億といふの出したのではないのでありまして、そのもとになつてゐる契約自体に、すでにその金を売るといふことになつております。幾らで売るといふことも書いてあるわけとございませう。それに基づきましてこの計算をしたわけとございませう。

○中川政府委員 その通りでございまして、その三つが合はりました、五

○岡田(参)委員 これらの点、今までの点、私これから質問を續けて参りますために重要な基礎的資料になる点でございまして、ただいま御答弁になりました条約局長の答弁は、外務大臣、再度確認しておきますが、間違いないかと。

○小坂国務大臣 確認をいたします。

○岡田(参)委員 委員長、これから私発言して参りますと、途中とめないで約二時間やりたいのです。というのは、一つの問題に大体二時間はいいのです。ですから、もし自民党の諸君に御同意をいただけるならば、きょうはここで切りまして、実はあとで重要な理事会もございまして、切りまして、また、総理もだいぶお疲れのようですから、あとであらためて総理に御出席をいただきまして質問を続行いたしたいと思ひます。

○森下委員長 本日はこれにて散会いたしますが、念のために申し上げます。理事の方はお残りを願ひます。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時七分散会

昭和三十七年三月二十日印刷

昭和三十七年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局